

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	令和4年 3月11日 (金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時25分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、酒井副委員長、松田・中村（岩雄）・高木・ 佐々木各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者 ほか関係理事者 (選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長欠席)		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言申し上げます。

本日3月11日は、東日本大震災が発生した日でありますことから、午後2時46分に委員会審議が継続中であれば、質疑を中断して、亡くなられた方々の御冥福を祈り、黙禱することといたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、中村岩雄委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「旧祝津小学校の跡利用について」

○（総務）企画政策室津川主幹

旧祝津小学校の跡利用について御報告いたします。

前定例会の総務常任委員会において、旧祝津小学校の跡利用として売却する案を報告いたしました。その後、1月12日に祝津町会へ御説明させていただき、反対の御意見はなく御理解いただき、町内会を通じて地域の方々への周知のチラシをお配りしております。

今後につきましては、売却に向けた具体的な取組を進めていきたいと考えております。

○委員長

「旧祝津小学校の跡利用方針を踏まえた避難機能の対応について」

「令和3年度小樽市防災会議の概要について」

○（総務）災害対策室瀬川主幹

私からは、2件報告させていただきます。

初めに、旧祝津小学校の跡利用方針を踏まえた避難機能の対応についてです。

旧祝津小学校の校舎建物と学校敷地を売却する本市の跡利用方針に従いまして、民間事業者が当該物件を取得し、事業展開するに当たっては、現行の指定避難所としての指定を一度解除することが適当と考えております。

また、この方針を進めていくに当たり、指定避難所の指定を解除する方向で、検討案を町内会役員に対し説明、地域の方々にチラシを配布しましたが、特に皆さんから意見等がないことから、一定の御理解を得られたとして、学校敷地のグラウンドの一部は指定緊急避難場所として存続。指定避難所としては、令和4年度中に指定解除の手続を進めたいと考えております。

今後は、祝津地区において、災害時に一時的に避難し、滞在可能な施設の確保に向けて、民間施設等の意向を確認しながら、避難機能の確保の協力依頼等を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、令和3年度小樽市防災会議の概要についてです。

それでは、資料を御覧ください。

令和3年度小樽市防災会議は、令和4年2月2日に開催を予定して、各委員に案内を送付していたところですが、北海道全域に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用となったことから、急遽、書面会議で開催いたしました。事務局から提案しました議事3件につきましては、書面での議決を行い承認を得ているところです。

議事と議事の概要につきましては、議事の一つ目は、「令和4年度小樽市防災会議の体制（案）について」です。議会議論も含めまして、国の公表資料の中でも、地方防災会議において、女性人材の育成、登用を進め、女性委員を増やすべきとの方針を示しておりますが、令和3年度時点で本市の防災会議委員は、29名中女性委員は2名となっております。このようなことから、本市としても令和4年度から女性委員を一般公募により、まずは1名増やし、女性の視点を少しでも取り入れる環境を整えようとするものであります。

議事の二つ目は、「小樽市地域防災計画について」2点挙げております。

1点目としましては、「令和3年度小樽市地域防災計画修正（案）」についてです。

主な修正内容は、令和3年6月に策定しました小樽市業務継続計画の内容と整合を図る修正や、北海道の避難情報の発令、判断・伝達マニュアルの改正に伴う修正、各機関の組織改革などによる時点修正であります。

2点目は、「今後の小樽市地域防災計画の体系の在り方」についてです。

現行の小樽市地域防災計画は、平成9年から時点修正や法改正に伴う項目の追記を繰り返しており、構成等に問題が生じてきているため、今後において体系を見直していくものであります。

それでは、資料の2枚目を御覧ください。

見直しのイメージとしましては、右側の表を基本として構成を検討していくものでございます。

議事の三つ目は、「今後の小樽市総合防災訓練の在り方及び令和4年度同訓練（案）」についてです。

資料の3枚目を御覧ください。

これまでの小樽市総合防災訓練は、大規模地震と津波災害を想定して実施してきましたが、近年豪雨による土砂災害の被害が全国で多発しているため、訓練想定を多様化することで、災害対応力の強化を目指し、来年度は土砂災害を中心とした訓練、次の年度は地震・津波災害を想定するというように、隔年で変化のある訓練を計画するものであります。

#### ○委員長

「「小樽市公共施設等総合管理計画」の見直しについて」

#### ○（財政）中津川主幹

「小樽市公共施設等総合管理計画」の見直しについて、御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「1 計画見直しに当たっての概要について」、初めに、見直しの経緯について御説明いたします。

令和3年1月に発出された総務省通知、令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項についてにより、国が各自自治体に対し、令和3年度中に個別施設計画を反映した総合管理計画の見直しを要請したため、これを受けて、このたび、小樽市公共施設等総合管理計画の改訂を行ったものでございます。

修正内容でございますが、本計画は平成28年12月に策定しており、既に計画策定から5年経過していることから、このたびの計画改訂に当たりましては、基本的に対象施設の現状、財政状況、人口等の数値を前回データから5年後のデータに更新しており、次の表のとおり時点修正を行っております。

また、総務省通知により、新たに追加記載した項目があり、5年前には本計画になかった考え方、例えばユニバーサルデザイン化の方針などを追加しております。

次に、具体的な変更箇所につきましては、資料1の1ページ後段から2ページにかけて記載しており、「2 変更箇所及び追加内容」の（1）5年経過に伴うデータ変更箇所の表のとおりとなっております。

また、修正後の計画書は、資料2の小樽市公共施設等総合管理計画、令和4年2月第1回改訂のとおりとなっておりますので、併せて御覧ください。

それでは、主な変更箇所を御説明いたします。

初めに、計画書6ページ、こちらのPDCAサイクルについてであります。

計画見直しは、計画改訂前のとおり10年単位で行い、社会情勢や財政等の変化に応じた見直しを適宜実施するほか、このたびの総務省通知による改訂に合わせて、今後は中間年である5年で計画書を改訂してまいります。

次に、計画書19ページの公共施設等の保有状況についてであります。

同ページの表5に、令和2年4月末現在の施設数、延べ床面積等を記載しております。5年前と比較しますと公共施設数は325施設から295施設で30施設減少しており、延べ床面積は60万1209,21立方メートルから、59万7225,64

立方メートルで3983,57立方メートル減少しております。この5年間に、旧小樽商業高校の取得や山の手小学校の建設などがありましたが、市営オタモイ住宅の除却、旧若竹小学校や旧学校給食新光共同調理場の売却等により、本市の施設量は減少したものでございます。

次に、資料1に戻っていただきまして、2ページの後段を御覧ください。

(2) 総務省通知に基づく新規追加事項についてであります。

本計画の改訂に当たり、計画の基本的考え方の変更は行っておりませんが、ただいま御説明いたしましたとおり、今回の改訂の中で重要な内容となります公共施設等の管理に関する基本的な方針に、ユニバーサルデザイン化の方針や温室効果ガス排出量削減に向けた方針を追加記載しております。

修正した本文につきましては、計画書の46ページから47ページを御確認ください。

#### ○委員長

「小樽市指定金融機関が本庁舎内に設置している派出所の廃止について」

#### ○会計課長

小樽市指定金融機関北洋銀行が本庁舎内に設置している派出所の廃止について御報告いたします。

北洋銀行から派出業務を維持するための人材の確保や養成などの課題を理由に派出所を廃止したいとの申出を受け、同行と協議してまいりましたが、令和4年9月末の派出所廃止に合意することにいたしました。

派出所廃止後につきましては、市民サービスを維持するために、会計課に公金取扱窓口を設置し、引き続き、現金の収納及び支払いを行ってまいります。

今後は、出納事例について同行から会計課へ円滑に移行できるよう、双方事務レベルで協議を詰めるとともに、市民の皆様へ会計課窓口ポスターを掲示するなど、派出所廃止について周知を図ってまいります。

また、会計課に設置する公金取扱窓口に係る必要経費につきましては、第2回定例会において補正予算を計上する予定であります。

#### ○委員長

「就学指定校変更の基準について」

#### ○（教育）学校教育支援室吉田主幹

就学指定校変更の基準について御報告いたします。

資料1ページ目を御覧ください。

本件について、これまでの経過を申しますと、菁園中学校において、就学指定校変更により、学校施設の許容範囲を超える入学希望者が想定されたことから、平成27年度から当分の間、同校への就学指定校変更について一部の変更理由を適用除外としております。この間、令和元年度までの5年間を一つ目安として考えることとし、当時の検討では、菁園中学校における普通学級の許容範囲が、普通学級として使用する教室のほか、習熟度別授業等多目的教室を使用しており、さらに、ほかに普通学級として使用できる教室がないことから、許容範囲は各学年3学級の9であると言え、菁園中学校への就学指定校変更の制限を解除した場合、同校の普通学級の許容範囲である9を超える入学希望者が出てくることが想定されたことから、令和2年度以降においても当分の間制限を継続することとし、以降、生徒数の推移等を確認しながら別途検討することといたしました。

表1は、現在の小樽市における就学指定校変更の基準を示したもので、網かけ部分が菁園中学校への就学指定校変更について制限をかけているものでございます。

2ページ目を御覧ください。

菁園中学校における平成20年度から今年度までの通常学級の入学者数等を示したものが、表2のとおりです。

平成26年度の入学者の半分以上が、校区外からとなっており、翌年度から制限を設けたことにより、校区外からの入学者数が御覧のようになっております。

次に、令和4年度以降の菁園中学校の入学者数等について、表3を御覧ください。

昨年の10月1日時点における入学者数等の見込みですが、現在の菁園中学校の制限を解除した場合の見込みを示したものとなっております。指定校区内の入学者見込み数が、今後50人台から60人台になることも見込まれ、校区外から20名程度の生徒が入学するものと見込んだとしても、通常学級数は3学年合わせて9以内に収まるものと考えられます。学校施設の許容範囲や今後の生徒数、学級数の見込みを検討し、菁園中学校への就学指定校変更の制限を解除した場合であっても、通常学級の許容範囲9を超える入学者数となることが想定し難いことや、本当に部活動をやりたい子供を救いたいという考えもあり、同校への就学指定校変更については、令和4年度以降の入学者について、距離要件と部活動について制限を解除することといたしました。これにより、市内中学校への就学に係る指定校を変更することができる基準が統一されることから、今後は指定校に希望する学校部活動がないことを理由として、指定校の変更を希望される場合、指定校変更の理由に相違が生じないように、入学を希望する学校の校長と児童及び保護者が面談を実施することといたしました。

また、今後も生徒数の推移を確認しながら、許容範囲を超えることが想定される場合には別途検討してまいります。本件については、今年1月下旬の入学通知書発送時に、中学校入学予定者の保護者に対し、在籍する小学校を通して通知文書を配布したとともに、市のホームページに掲載するなど周知を図っております。

#### ○委員長

「令和4年度学校給食費について」

#### ○（教育）学校給食センター副所長

令和4年度学校給食費について御報告いたします。

令和4年度の学校給食費につきましては、食材価格の動向を勘案し、改定することといたしましたので、その内容について資料に基づき御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 提供する給食について」であります。

本市の学校給食は、文部科学省の学校給食摂取基準に沿って、栄養所要量の確保を図ることとしています。主食のパン及び米飯は、ともに週2回、二から三品のおかずとともに提供しています。麺類（うどん、ラーメン、スパゲティ、焼きそば）は週1回、1品のおかずとともに提供しています。また、主食やおかずで不足するカルシウムを補うため、牛乳を年間小学校187回、中学校185回、ドリンクヨーグルトを年間5回提供しています。

次に、「2 学校給食費について」であります。

（1）学校給食費の積算について、初めに、「① 種類別1食当たり単価」ですが、小学校高学年の例に御説明いたします。

表1を御覧ください。

パン及び米飯については、公益財団法人北海道学校給食会と供給契約を結んでおります。パンについては、対前年度比で小麦価格が9.29%、砂糖ほか副原料が平均で6.52%、加工賃が3.12%それぞれ上昇のため、1食当たり4.48%、3.58円、前回給食費を改定した平成30年度と比べ8.7%、6.69円、それぞれ上昇となりました。

米飯については、対前年度比で加工賃が3.32%上昇したものの、米の価格が3年度豊作のため8.12%下降し、1食当たり1.1%、0.79円下落しましたが、平成30年度と比べ4.28%、2.9円の上昇となりました。

麺類は市内製麺業者から購入しており、この4年間価格は据え置いてきましたが、小麦価格の大幅な上昇などから、1食当たり10.88%、8.21円の上昇となりました。

牛乳については、北海道が地域ごとに入札を行い、納入業者及び価格を決定する仕組みとなっておりますが、現時点で価格が判明していないため、これまでの経過から推定し、前年度から1円の値上げで試算し、平成30年度と比べ8.58%、3.93円の上昇となります。

飲物については、年5回牛乳に替えてドリンクヨーグルトを提供するもので、今回は価格据え置きとなっております。

おかずについては、対前年度比6.81%、8.75円の上昇となっておりますが、前回改定以降、主食、牛乳とも値上げする中で、給食費を据え置いてきたため、この部分を減額して調整を続けてきました。しかしながら、この間の物価上昇もあり、献立や調理の工夫などで調整することも限界となりましたことから、平成30年度と比べ2.42%、3.24円の上昇としました。

次に「② 給食1食当たり単価」です。

表2を御覧ください。

それぞれの種類別1食当たり単価に、それぞれの年間供給回数を掛け、その合計額を年間給食回数、小学校192回、中学校の190回で割って算出したもので、小学校低学年では259.38円となり、12.43円、5.03%、小学校高学年では265.63円となり12.37円、4.88%、中学校では319.61円となり、13.94円、4.56%それぞれ上昇となりました。

(2) 令和4年度の学校給食費、以上により、令和4年4月から学校給食費を表3のとおり改定いたします。

保護者に御負担いただく給食費につきましては、1食単価に年間給食回数、小学校192回、中学校1・2年生190回、中学校3年生185回を掛け、12で割ったものが月額給食費となります。小学校低学年では、月額4,150円、小学校高学年では4,250円となり、それぞれ200円の引上げ、中学校1・2年生では5,060円、中学校3年生では4,930円となり、それぞれ220円の引上げとなりました。

今回の改定につきましては、主食を筆頭に、食材費全般の値上げという要因が大きく、給食内容を維持するため、給食費の最小限の引上げはやむを得ないものとしたものでございます。

なお、当常任委員会への報告の後、保護者の皆様に学校給食費改定のお知らせを配布し、周知を図る予定であります。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第21号について」

#### ○（総務）浅井主幹

議案第21号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、令和3年5月19日に公布され、令和4年4月1日から施行されるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されることに伴い、所要の改正として引用法令の変更を行うものであります。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

#### ○委員長

「議案第28号について」

#### ○（消防）山田主幹

当委員会に付託されております議案第28号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正により、年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されましたことから、これに準じた小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の必要が生じたものです。

改正内容につきましては、老後の生活を支える年金の受給保護の観点から、年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、傷病補償年金等を受ける権利を担保に供する特例規定を削除するものです。なお、施行期日は令和4年4

月1日であります。

○委員長

「議案第33号について」

○（総務）次長

議案第33号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例案は、国家公務員に準じ、会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、令和4年4月1日としております。

○委員長

「議案第35号について」

○酒井委員

議案第35号非核港湾条例案の提案説明を行います。

核兵器をめぐる情勢が大きく変化しています。ウクライナを侵略しているロシアが、核兵器による威嚇を行っていることを口実に、日本でも米国との核共有、ニュークリア・シェアリングの議論をすべきだという主張や提言が、安倍晋三元首相や日本維新の会から出ています。これは歴代政権が国是としてきた非核三原則をじゅうりんし、核兵器禁止条約に象徴される核のない世界を目指す国際的な流れに逆行するものです。米国との核共有という議論は核使用も辞さない姿勢を示すロシアのプーチン大統領と同じ立場に身を落とすもので、有害でしかありません。こうした中、ますます非核港湾条例の必要性は高まっています。地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こすことが必要です。

以上を提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

---

○高木委員

◎令和3年度小樽市防災会議の概要について

まず、報告事項の中で、令和3年度小樽市防災会議の概要についてを報告をいただきました。その中で総合防災訓練の実施ということで説明を受け、理解をしました。

そこで、今防災の地域計画の中で、土砂災害の警戒区域が多数あるのですけれども、これ全てやるということにはならないのですが、住民に向けての訓練は、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

市内には土砂災害警戒区域の指定となる箇所が518か所ございます。地域住民への周知も含めまして、避難訓練が必要と考えておりますので、各町内会と連携しまして、実施の検討をしていきたいと考えているところでございます。

○高木委員

市内518か所ということで、結構多くの箇所があるなと思います。全てやるにはどれだけの日数がかかるか分かり

ませんけれども、その訓練に対しての先導図だとか、ある意味、用意しなければならないような計画書等も、その町内会に配布するようなものも必要なのではないかと思いますので、ぜひ、市民に周知していただければと思います。

#### ◎小樽市地域防災計画について

今、防災の話をしたので、質問項目の小樽市地域防災計画について質問をさせていただきます。

市内には視覚、聴覚、様々な障害をお持ちの方がいらっしゃると思います。本市で把握されていると思いますが、その障害者をどのように避難させるかというのもそうですし、または、その家族がいれば家族の中で協力ができる、または独り暮らしをしている方もいらっしゃる。それは民生・児童委員の方が把握されているのか、またその民生・児童委員と町内会で連携してその仕組みづくりがあるのか、もしくは、その消防も把握しているのか、ほかの自治体を調べると、その個別計画というのが今策定しているであろうと準備段階ではあるのですけれども、本市としては、その仕組みというか、個別計画という予定はあるのでしょうか。

#### ○（総務）災害対策室進藤主幹

災害時に自らの避難が困難な障害者、高齢者の方などは、避難行動要支援者名簿を現在も作成しておりまして、今、委員もおっしゃったとおり、令和4年度から、これらの方々につきまして、今後個別に避難をしてくださる方を指定したり、避難経路などを定めた個別避難計画というのを作成に着手するところでありまして。現在も民生・児童委員などには、この名簿の一覧というのは提供しておりますが、より実効性の高いと思われる個別避難計画を作成するに当たりまして、また各関係機関とも調整しながら、作成に着手していこうというふうに考えているところでありまして。

#### ○高木委員

これから計画をするということですね。

様々な障害者の方がいらっしゃるのですけれども、屋外の放送の仕組みをつくってみたり、また町内会との連携というものは、やはり必要になってくると思うので、ぜひその辺を踏まえて、計画をしていただきたいなというふうに思います。

#### ◎職員定数について

次に、職員定数についてお伺いをします。

令和元年第2回定例会で、我が会派の濱本議員が代表質問と予算特別委員会で質問をされていまして。これまでの財政状況に鑑みて、平成30年11月に小樽市収支改善プランを策定しているところでありまして。その取組の内容の一つに、仮称になりますけれども、職員定数適正化計画などを策定して、人件費の抑制を図ると記載をされていまして。人口とか職員数も地域様々な違いもありますが、ほかの自治体も今進めているところでありまして。

そこで、本市としては、職員定数適正化計画の進捗状況というのはどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

#### ○（総務）次長

収支改善プランに記載されております（仮称）職員定数適正化計画の進捗状況でございますけれども、現時点では事務事業の見直しを行った上で、職員数の適正化を図る必要があるとの認識から、策定の段階には至っていない状況にあります。

#### ○高木委員

まだ進んでいないということで、この人口減少だけではないですけれども、将来を見据えて、やはり作成すべき計画だと思います。それについてはどうお考えですか。

#### ○（総務）次長

職員定数の配置も含めた適正化計画につきましては、本会議における高木委員からの一般質問におきましても、市長から御答弁させていただきましたが、その必要については認識をしております。その上で、業務量調査の結果



などを参考にしながら、業務の効率化を図った上で、将来の社会情勢の変化に伴う新たな行政課題や市民ニーズを適切に対応できる人口規模、財政規模に見合った職員数を目指していきたいと考えております。

**○高木委員**

そうですね、私も一般質問で職員配置適正化計画、今回、業務量調査の結果も出たということで、それを参考にしながら計画を策定する必要があるという前向きな答弁をいただきました。

そこで、この職員の定数適正化計画と、この職員配置適正化計画の違いについてはどうお考えですか。

**○（総務）次長**

委員のおっしゃっております職員の配置適正化計画と、収支改善プランにうたっております定数の適正化計画におきましては、目的は同じであると認識しており、配置の適正化を図った中で、おのずと定数の適正化も一体的に進めていくべきものと考えております。

**○高木委員**

私の考えは、今ある箱の定数の中を適正な配置で計画するという認識があるのですが、この職員定数が将来的にこれだけ減りますよ、これだけ増えますよというものを基にして、職員適正化配置計画というものをつくるべきだと思うのですが、その考えは違うでしょうか。

**○総務部長**

今、委員から御指摘もいただきましたけれども、私どもとしましては、やはりまず、それぞれの職場の在り方がどういう形が適正か、計画に乗っていけるのかというところをまずやっていく必要があると思っています。それをやっていくにしたがって、最終的にここで必要な定数が幾らというのが出てくるということで、今実際、職員定数条例というものがございすけれども、あれはあくまでも上限を定めた条例ということになっておりますので、私どもの今想定しております職員定数の適正化は、あくまでも、その各職場で必要な人員数がどの程度になるのかというところを考えていかなければならないのかということ想定しているところでございます。

**○高木委員**

定年制も変わるでしょうし、これから退職者も増えて、退職者が減ったからその人数を新職員として採用しますよというも多分出てくると思うのですが、その中で、将来、人口減少を加味してその業務が遂行される人数なのか、それとも、今の業務を間違いなくこの人材で減らしていけないような状況になるのか、そこは甚だ検討しないとならないものですが、その部分の年代調整だとか、新規の職員の入れ方を踏まえての配置適正化計画も並行で進めて考えるべきだと私は思うのです。その部分はいかがでしょうか。

**○総務部長**

職員採用の年代というお話でいただきましたけれども、確かにその必要性というのは十分感じているところでございます。ただ、現実的にこれまでも、やはり職員採用していなかった時期がございまして、結局その時期の職員の今必要な年代が、非常に今細くなっているという現状がございまして、その部分を当然埋めていきたいというところがあるのですが、応募年齢というものの緩和というのは図っているものの、必ずしもその年代に集中してきていただいているわけでもないということと、社会人枠という採用枠を設けてやった経過もございすけれども、なかなかそれでも埋まり切れていないという状況がありますので、正直、そこを想定しまして計画をつくっていくというのは、なかなか少し難しいというふうには思っているところでございます。

**○高木委員**

そして、この計画は、いつぐらいから進める予定でありますか。お考えがあればお聞かせください。

**○総務部長**

本当にその必要性について十分認識しているところでございますので、本当は早急に検討を進めていかなければならないものだというふうには考えているところでございます。ただ現実的にはなかなか、実際、業務量自体が減っ

ていない、逆に増えてきているような状況というのものもある中で、どういう形で進めていけるかといいますと、やはりいま一つ業務量調査を行ったということもありますので、そういうことも参考にしながら、今後の在り方、それぞれの職場の必要数というのを検討していかなければならないと思っているところでございます。もちろん、デジタル化も進めていくということもございますので、そのデジタル化の推進状況も併せて見ながら進めていく必要があるというふうには思っているところでございます。

○高木委員

◎閉校後の校舎の維持・活用について

次の質問に行きます。

閉校後の校舎の維持、活用についてお伺いします。

先ほどの報告で、旧祝津小学校の跡利用については、売却が決まったということで、学校の跡地の利用が決まっていない施設というのは、どれだけありますでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

跡利用が未定の閉校施設は、旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校、旧松ヶ枝中学校、旧豊倉小学校の5施設となっております。

○高木委員

今言われた学校の維持管理経費はどれぐらいかかるか、お聞かせください。

○（財政）契約管財課長

維持管理経費につきまして、令和3年度予算ベースでお答えいたします。

旧塩谷中学校が約60万円、旧末広中学校が約86万円、旧北山中学校が約156万円となっております。

契約管財課所管の物件は以上であります。

○（教育）教育総務課長

教育委員会所管の跡利用がまだ決まっていない施設で御説明いたしますと、旧松ヶ枝中学校では約92万円、旧豊倉小学校では約147万円となっております。

○高木委員

この維持管理の内容について、もしお答えできればお聞かせできますか。分かる範囲でいいです。

○（財政）契約管財課長

主なもので言いますと、機械警備委託料、あとは屋根の清掃作業委託料ですとか、電気使用量、あと機械警備の電話回線使用料などになってございます。

○高木委員

ということは、周りの雑草だとか、そういう伐採等は入っていないということでもいいですか。

○（財政）契約管財課長

先ほど、旧北山中学校は約156万円というふうにお答えしたのですが、こちらの中には敷地に結構、木が生い茂っている状態ですと、隣地、隣の民家に影響があるような状況だったものですから、樹木の伐採の委託料というものを含んでございます。

○高木委員

それで、この旧学校施設、今使われていないところなのですが、もし企業が一時的に借りたい場合には、対応しているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

閉校施設の暫定利用についてお答えいたします。

旧校舎及び体育館については、現状の維持管理の状況から、事故のおそれがあり危険であること。備品等を保管

していること。市職員が常時立ち会えないなどの理由から原則貸付けはしておりません。しかしながら、グラウンドにつきましては、管理上問題がなければ、暫定的に一時利用することは可能でございます。

○高木委員

現状維持で、安全面から借りられないということで、分かりました。グラウンドは利用が可能ということですね。では、今、学校施設のこれからの進め方というのはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室津川主幹

跡利用の進め方の検討につきましては、現在、平成30年12月の学校適正配置調査特別委員会でお示しました学校跡利用の検討の進め方についてというこちらのフローに沿って進めております。このフローでは、まず公共施設の活用を検討します。公共活用案がない場合には、サウンディング型調査を実施しまして、民営の方々からの提案をいただき、その提案の内容につきまして、地域の発展や本市のまちづくりにも寄与するかなどの検討を行います。そして、この提案がない場合に売却を視野に入れた検討をするとしておりまして、現状はこの流れに沿って庁内検討を進めるということにしております。

○高木委員

進められているということでもいいですね。

◎公共施設配置適正化計画について

次に、公共施設の配置適正化計画について伺います。

他都市では、いろいろ見ると、公共施設の配置適正化計画というのが作成されているのですけれども、本市については、小樽市公共施設等総合管理計画または小樽市公共施設再編計画と小樽市公共市設長寿命化計画、これに基づいて進められています。この複合化をする、もしくは売却をする、これからこのように公共施設が統合して除却するというような内容なのですけれども、本市としては、この公共施設配置適正化計画というのは必要なのでしょうか、お聞かせください。

○（財政）中津川主幹

ただいま御質問いただきました公共施設の活用に関わる計画につきましては、今、委員がおっしゃいましたとおり、本市で言えば昨年度策定いたしました公共施設再編計画と公共施設長寿命化計画に当たります。いずれも公共施設等総合管理計画に基づきまして策定しておりまして、再編計画は将来に向けて整備維持していくべき施設の方性を定めたものでございます。

それから、長寿命化計画につきましては、再編施設の整備時期や、それから単独で残す施設の改修内容及び改修時期、それから予防保全型の維持管理方針等を定めておりまして、既に用途廃止済みの学校施設なども含めて、除却または売却とか管理といった方向性は、この計画で示させていただいております。他都市の例を見ますと、これらの計画を一本にまとめまして、公共施設再配置計画などと称して、いろいろ様々な名称もございまして、計画策定の仕方というのはそれぞれ自治体によって違いがあるというふうになってございます。

○高木委員

本市としては必要がないということで理解をしました。

これから多分、公共施設の多くが、除却、時代に沿わない建物等も出てくると思うので、引き続き検討していただきたいなと思います。

◎移住・定住について

次に、移住・定住について、1点だけお伺いします。

人口減少で11万人を切るだろうと言われて、もうそろそろ切るだろうと思うのですけれども、移住・定住の実績は前の委員会でお聞きしましたので、この移住に関しては、本市に魅力があるのも一つですし、また私が思っているのは、一番の理由が本市の平均の所得が低い、または隣接が札幌市ということで、いろいろそういう話もするの

ですけれども、所得の差が大きいなというふうに思っています。移住の魅力というか、移住の一つも手法でありましてけれども、進め方に当たって、市内の働く場の確保と所得の向上をつくっていくことが必要であると思うのですが、その対策についてはどうお考えなのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住・定住を促進する上で、働く場の確保と所得の向上は重要な課題と認識しております。対策については、既存の産業の所得水準を上げること、高い所得が見込める産業を誘致することの二つに限られると思います。全体の所得水準を引き上げ、人口減少を抑制することには時間がかかることから、まずは、「ここが、ひと旗あげる場所。」をスローガンに、起業を目指す移住者をターゲットとした移住促進などを進め、市内での働く場の確保については、高い所得が見込める産業の誘致など、関係部局と連携して、移住促進の取組を進めていきたいと考えております。

○高木委員

ここから質問すると違う所管になってしまうので、なかなか言えませんが、連携をして、本当に小樽市にない職種だとか、そういう連携をしながら移住を進めていただきたいなと思います。

◎不登校について

次に、不登校についてお伺いします。

私も年頃の子供がいるのですが、学校に行けば不登校が非常に目立つような気がします。二十数名の中で十何名しかいないだとかというのがあるのですが、

この不登校については様々な理由があると思うのですが、そこは教育委員会としてどのように学校の対策をしているのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

不登校の対応につきましては、委員おっしゃるように、近年不登校の要因が多様化していることから、各学校において、児童・生徒の悩みや小さな変化も見逃さないよう、アンケート調査や日常的な教育相談などを行い、校内で組織的に早期発見・早期対応に努めているところでございます。児童・生徒のその状況や不登校の要因に応じて、保護者、それから小樽市教育支援センター、福祉部局等と連携を図りながら対応しているところでございますが、今後も校内における相談体制等充実を図りまして、より一層きめ細かな対応ができるように指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高木委員

本当はこの不登校というのは、いろいろ話も聞きますけれども、一番学校の中で家族より長い時間いる教員方と、やはりコミュニケーションを常に取る必要性もあるのかと私は思います。私もいろいろ相談も受けますけれども、やはりその子供たちのつながりも大切ですし、教員方の信頼関係も築いていくと、生徒とのつながりというのが増えてくるのではないかというふうに思います。1人がもう家に閉じ籠もってしまったら、なかなか出すのは本当に難しいことだと思うのです。ここは親と教員方との協力も必要ですし、または本当に教員方のきめ細やかな早期発見というのにぜひ努めていただきたいなと思いますので、コロナ禍でもありますし、引き続き対応していただきたいなというふうに思います。

◎児童・生徒のスマートフォン依存について

次、最後になりますけれども、児童・生徒のスマートフォン依存についてお伺いをします。

今でこそ、このスマートフォンは子供たちが小学生から中学生、本当に持っていると思うのですが、これが朝から夜までスマートフォンをいじって、触っている子供たちはすごい多いのです。運転免許試験場で見ると交通事故の動画だとかというそういう衝撃ある動画とかがあるので、ある意味そのスマートフォンの依存症ということで、ゲームの関係だったり、インターネットでいろいろなものに、心境的に落ち込む依存症とか動画があるので、そういう授業を子供たちに教えるという場が必要だと思うのです。

これは親が一番責任があるのですが、例えばその学校が親にスマートフォンの周知というお手紙等は配布しているのでしょけれども、やはり子供にまず一つ知ってもらい、あとは親が厳しくするというのが一番の解決策だと思うのです。その対応については、授業に盛り込むということも必要だと思うのですが、そのお考えはありますか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

ただいまのスマホ依存、いわゆるゲーム依存症の対応についてでございますが、まず、児童・生徒への対応についてです。

各学校におきましては、小学校の保健、それから中学校の保健体育の授業において指導していることに加えまして、情報モラル教室を開催いたしまして、発達段階に応じて、ゲーム依存症の要因、それから予防方法について指導しているところでございます。

一方、保護者との連携、保護者の協力、家庭の協力でございますが、昨年10月には、市教委及び小樽市PTA連合会主催によります子供の生活習慣に関する講演会を開催してございまして、保護者や教職員を対象に、子供のゲーム依存症をテーマに、依存症の仕組みや家庭での予防方法などについて理解を深めるとともに、小樽市小中学校情報モラル対策委員会が作成いたしましたゲーム依存症に関する啓発チラシを保護者に配布いたしまして、周知を図っているところでございます。

今後もスマホ、いわゆるゲーム依存症予防のために、児童・生徒に対します指導をより一層充実させるとともに、保護者と関係機関と連携した取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高木委員

最終的には親の責任だと私は思うので、やはり持たせるためには、親が責任を持つということが一番大切なことだと私は思います。私は規則もつくって、親から離れないように持たせているのですが、そういう厳しさもやはり必要であると思います。これからもう少し、道徳の授業に取り組んだり、そういうものを子供たちに意識を持たせるという学習をさせていただきたいなというふうに思いますので、進めていただければと思います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

一層の指導の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

---

○松田委員

◎市職員の人員配置について

最初に、市職員の人員配置状況について質問させていただきます。

3月も中旬になり、新年度も間近に控え、新年度の職員配置も決定しつつあると思いますので、それに関連して何点か質問させていただきます。

本年の市職員の採用人数は92人と聞いておりましたが、令和4年度の採用人数は何人だったのか、事務職、技術職に分けてお示ししていただきたいと思います。

○（総務）次長

令和4年4月1日採用の人数でお答えさせていただきます。これは、病院局も含まれますけれども、事務職で24名、

技術職で、技術職というのは事務職以外で47名となって、計71名となっております。

○松田委員

それで、今採用人数は71名ということなのですが、近年採用試験に合格したにもかかわらず、採用を辞退する方が多くなっていると聞いています。本年は何人応募し、そして合格したのにもかかわらず辞退者はいたのかどうか、その状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）次長

令和3年度は前期、後期、そして、その後に追加として採用試験を行っておりまして、合計の応募者が645人おりました。その中で、合格者が62名いましたけれども、辞退者が22名というふうになっております。

○松田委員

今聞いて、22名も辞退者がいるということなのですが、この理由については分かりますか。

○（総務）次長

辞退の理由は様々ですけれども、例えば、ほかの就職先に決まっただすとか、あとは、一身上の都合というふうな理由を書いて来られる方もおりまして、様々な理由があるかと思えます。

○松田委員

採用者数というのは、定数に対し定年退職者、そして会計年度任用職員等を勘案して採用すると思えますけれども、それでも途中で退職される方もおり、欠員となっている職場も何か所かあると伺っております。本年度、年度途中で退職した職員はおりますか。いましたらお聞かせください。

それと、現在、市が押さえている職場と新年度の補充予定数もお示ししていただきたいと思えます。

○（総務）次長

本年度の年度途中の退職ですけれども、こちらにつきましては、消防と病院局を除いた数字でお答えさせていただきます。

市長部局等で押さえております数字が、現在、中途退職者につきましては、40名となっております。続いて、消防、病院局を除いた年度当初の欠員の状況なのですが、年度当初の職場としましては、27職場となっております。その後、途中で欠員が生じた分につきましては15職場、計42職場となっております。これらの補充につきましては、先ほど申しました新規採用で補充していくものですが、これにプラス、定年退職等も入っておりますので、それぞれの職場につきまして補充をしていきたいというふうに考えております。

○松田委員

特に、技術職の場合、その職務に精通するには年数がかかり、時間がかかり、即戦力として新卒者ではなく経験者を任用することもあるというふうに思えますけれども、令和3年度の採用者の中にそういった方はいたのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）次長

大変申し訳ありません。令和3年度というふうに御質問があったのですが、私のほうで令和4年度の新規採用者の数字を持ってきてしまいました。少しそちらのほうでまずお答えさせていただきまして、令和3年度につきましては、後ほどお答えさせていただきます。

令和4年度新規採用者の市長部局での事務職以外の採用人数が21名となっております、このうち、例えば保育士ですとか、それから土木技術、建築技術などで同一種の経験者は10名となっております。

○松田委員

どんなところもそうだと思うのですが、やはり一人前になるには、本人の努力もだし、皆さんで本当に助け合いながら育てていくということもあったと思うのですが、やはり役所の仕事の場合はすぐ対応しなければならぬということもあって、そういったことで経験者を任用することもあるということで少し理解しました。

それで、実は先日、新聞を読んでいてある記事が目にとまりました。それは、ある自治体で、結婚、出産、育児、介護等により退職した職員が在職中に培った知識や経験を生かし、再度活躍してもらうことを目的として、ジョブリターン、退職者復帰採用を実施するといった内容で、選考方法は面接となっております。

まず、こういった自治体があるということについて、市として認識はありますか。その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）次長

報道などにより、退職者復帰の採用を実施、検討している自治体があるということは承知しております。

○松田委員

今、退職者復帰ということですが、小樽市の場合は定年退職者の再任用制度があり、また、若年者の地元での就職先がなかなか見つからない中、こういった制度を活用するかどうかというのはまだまだ検討の余地があると思いますが、人材不足がここまで迫っているということに驚いた次第です。ただ、公務員離れが起きているということも事実です。将来を見据えた職員配置計画を立てていただきたいと思います。

このことに対する認識を伺いたいと思います。

○（総務）次長

将来を見据えた職員配置計画ということですが、先ほど、高木委員からの御質問にも答弁させていただき、繰り返しになるかと思いますが、こちらの計画の必要性につきましては、我々も認識しております。業務量調査の結果なども参考にしながら、将来の社会情勢の変化に伴う新たな課題ですとか、市民ニーズに対応できる人口規模、財政規模に見合った職員数を目指していきたいと考えております。

○松田委員

しっかり取り組んでいただければと思います。

では、この点については、これで質問を終わらせていただきます。

次の項目に移らせていただきます。

◎防災について

防災についてです。

本日は皆さんも御存じの、くしくも東日本大震災から11年に当たる日です。私はこの委員会ではほぼ毎回といっていいほど防災関係の質問をさせていただいておりますけれども、今回もまた質問させていただきます。

先ほど、防災会議についての報告がありました。今年も書面での開催となったという報告が先ほどありました。参考までに、この防災会議について、昨年までの開催会場や参加人数、議事内容など、会議の概要について御説明願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

昨年までの小樽市防災会議の開催場所、参加人数、議事内容について、過去5年間で説明させていただきます。

議事内容につきましては、主に地域防災計画の修正案と、その年に開催する小樽市総合防災訓練の開催内容についてでございます。昨年、令和3年は今年と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、書面会議で開催しております。2年の参加者につきましては、会長、委員、随行者、事務局を含めまして37名で、会場は、消防庁舎6階講堂で開催しております。平成31年は参加者が39名で、同じく消防庁舎6階講堂で開催しております。30年は参加者35名で、こちらも消防庁舎6階講堂で開催しております。29年は参加者30名で、こちらも消防庁舎6階講堂で開催しています。

○松田委員

なぜ私がこのことを聞いたかといいますと、この会議というのは、防災計画という重要な案件が議論される会議ですので、特別な案件がない限り、年に1回、2月開催となっております。先ほど言いましたとおり、この会議は、

防災計画という重要な案件が議論される会議ですので、コロナ禍という大変な状況下でありますけれども、ソーシャルディスタンスに配慮した対面での開催ができなかったのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

小樽市の防災会議委員につきましては、市外の方もおりまして、またその当時、本市においても、陽性者の減少傾向が見られず、また市職員の陽性者も継続していたことから、今年の防災会議は書面会議の開催といたしました。ですが、来年以降は、委員以外の随行者等を極力抑えていただきまして、開催をしたいというふうに考えてございます。

○松田委員

確かにコロナ禍という状況下でありましたので、書面会議もあれだったのかというふうには思いますけれども、やはり先ほど言いましたとおり、重要な会議です。やはり消防庁舎で、先ほど参加者が三十何名ということですので、来年については、会場をもっと広い会場にするだとか、いろいろ検討していただいて、できる限り対面での開催をしていただければと思います。

報告によれば、現行の地域防災計画では、構成上の問題があることから、今後は体系を見直し、例年2か年での完成を目標に、策定作業を進め、来年度の防災会議で進捗状況を報告予定というふうになっておりますけれども、先ほども言いましたとおり、対面での開催を要望いたしますので、これについては要望ということで、よろしくお願いいたします。

それで、報告事項の一つに、女性の防災委員の登用について、令和4年度から1名一般公募により増やし、3名にするという御報告がありましたが、それは今的人数からもう1人女性の委員を増やすということでしょうか。それだと、女性委員が増えても分母が大きくなるだけで、割合としては減少し、内閣府の求める目標から乖離することになりますけれども、なぜ複数の公募にしないのか、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

防災会議の定員につきましてでございますけれども、小樽市防災会議条例で、定数の上限を30人と定めております。現在29人を委嘱しておりますので、あと1人、余裕がある枠がありますので、これは女性の公募とするように今考えております。したがって、条例上、複数名の公募をできない状況であります。国は女性委員の割合を30%というふうに掲げておりますので、委員のおっしゃるとおり、女性委員の割合を高めるという目標のためには、現在の男性委員からの振替をしなければならないということになります。

私どもも令和3年度の当初になりますけれども、人事異動時期の直後でしたが、防災会議の各構成機関に対しまして、可能な限り、女性の委員を登用していただきたいという依頼を行いました。ですが、それぞれの機関の内部事情がありまして、現在の状態となっているものでございます。充て職となっていない委員というのはいらっしゃいますので、これからも折々で、女性の選出の依頼を継続していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○松田委員

それで、公募をするということなのですが、応募資格や公募の方法、そして登用までのスケジュールについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

公募の応募資格ですけれども、要件としては、まず市内在住の女性であって、18歳以上の市民としたいと考えています。公募の方法ですが、広報おたる令和4年5月号や市ホームページで募集開始を告知する予定でございます。選考の方法は、本市の防災に対する考え方についてなどの小論文を提出していただきまして、選考委員会を設置して1名を選考したいというふうに予定で考えております。

最後に登用のスケジュールなのですが、令和4年5月に公募を開始しまして、6月頃に選出して、7月頃



からの委嘱というのを予定しております。

○松田委員

確かに女性の防災委員が一人もいない自治体もあるところからすると、小樽市は増えて3名になるということでいいほうだと思います。ともあれ、一番大事なことは人数もさることながら、いかにして女性の委員がたくさん発言し、高齢者だとか、障害をお持ちの方、そして子供など、弱者に配慮したきめ細やかな意見を防災計画に反映させるかが大切です。

また、男性だったとしても、女性委員では気づかない面を防災計画に反映するなど、お互い補完し合うことも大切だと思います。先ほど言いましたとおり、1名増やしても内閣府の求める目標にまだまだ少し遠い状況ですので、今後は近づけるようにいろいろと考慮していただければと思いますので、これについては答弁はいただきませんので、よろしく願いいたします。

それで、次に、冬季避難所開設・運営訓練についてお伺いします。

2月7日に冬季避難所開設・運営訓練が市職員を中心に行われたと思いますけれども、その訓練内容などについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

今年の2月7日に開催いたしました冬季避難所開設・運営訓練の内容については、本市の新型コロナウイルス感染症の陽性者の減少がなく、市職員の陽性者も継続していたことから、当初予定しておりました災害対策室以外の職員の参加を中止しまして、私ども災害対策室だけで実施しました。

訓練内容は、避難所の開設、受付、避難者の検温要領、また、避難者滞在場所の設定や備蓄品の操作方法などの確認を行っております。

○松田委員

それで、当日はグループ制を取り、運営方法を習得し、課題等を発見という目的がありましたけれども、どのような課題が見つかったのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

課題につきましては、避難者を受け入れる体制を整えるための受付、避難者滞り場所、必要資機材の搬送、準備をするだけで相当の時間を費やしたことが分かりました。そういうことから、初動体制の在り方、こういったものが課題として見えたところがございます。

○松田委員

それで、先ほど、今回は新型コロナウイルス感染症によって当初予定していた一般職員の参加を見合わせたということですが、それでは、見合わせた人方に対する訓練は、今後やるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

来年度も含めまして、今後、何とか実施できればと考えております。

○松田委員

それと、市の職員はそれぞれの所属部署で災害時の対応分担が決まっていますので、今後はこの住民対策部以外の担当職員の研修も行ってほしいというふうに要望いたしますけれども、その点について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

現在のところ、避難所開設運営を行う住民対策部の訓練以外は決まっておりますが、他の対策本部職員の研修についても、段階的に検討していきたいというふうに考えております。

○松田委員

検討をよろしく願います。とにかく何度も言いますが、備えあれば憂いなし、日頃やっていないことは、いざというときにはできませんので、その点について何度も何度もいろいろ研修をしていただければなと思いますので、よろしく願います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

◎学校給食について

教育現場における児童・生徒の新型コロナウイルス感染症の影響についてということで、最初に学校給食について伺います。

先ほど、学校給食について説明がありました。参考までに伺いますが、中学校1年生と2年生と、中学校3年生で給食費の値段が違っていたのですが、しかも、中学校1・2年生の方のほうが中学校3年生の方よりも高いのは何なのか、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

中学校1・2年生と3年生の金額の違いでございますけれども、学校給食費につきましては、1食単価に年間回数を掛けまして、それを12か月に分けて月額でのお支払いをいただいているところでございます。

中学校1・2年生は年間190回、中学校3年生は卒業式が早いということがありまして185回と回数が少ないため、差が出ているものでございます。

○松田委員

てっきり何か体格の違いとか、何かそういうことかと思っただけですので、すみません。

それで、給食費の支払い方法には、口座払いと現金納付という方法がありますが、現在、小樽市における給食費の納付状況はどうなっているのか、未納の方がいた場合、どのように対応しているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

納付状況と未納の対策の御質問でございますけれども、令和2年度の決算の状況で御説明させていただきます。令和2年度につきましては、調定額は約3億3,000万円に対しまして、未納額は320万円でございます、収納率は99.0%でございました。

未納対策といたしましては、学期ごとに文書の督促と転居先不明者の調査をいたしまして、督促文書を学校と協力しながら発送しているところでございます。粘り強く督促を続けまして、未納解消に努めているところでございます。

○松田委員

それと、昨年5月は新型コロナウイルス感染症により、臨時休業に伴い、給食費は徴収しなかったというふうに聞いておりますけれども、これは全校での休業によるものなので、その対応は当然だと思われそうですが、現在のように、学級単位による閉鎖による休業について、給食費の徴収についてはどのような対応になっているのか、その点についてはいかがでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○（教育）学校給食センター副所長

新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖の対応でございますけれども、日割りで減額の調整をさせていただきます。また、持ち帰りの給食で対応しているところでございます。

○松田委員

日割りで。その方たちについては、後日返納するということですね。

それで、今このように毎月あそこの学校、ここの学校ということで、それぞれ計算したり、返納するのも大変ではないかと思いますが、一括でするのでしょうか。それともその月ごとに返納作業するのでしょうか、その

点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

学級閉鎖の時期は昨年から続いておりまして、基本的には原則としましては、事務が大変だということもございますので、3月分の給食費で、相殺で調整をさせていただいているところでございます。

○松田委員

それで、先ほど、学校給食は、月単位の徴収になっており、その金額は年間の給食回数に1食当たりの単価を掛け、それを12か月で割って算出するという報告がありましたけれども、一般的に新型コロナウイルス感染症ではなく何らかの理由により、1か月丸々学校を休んだ場合、給食費の徴収はどのような対応をしているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

1か月のお休みの対応でございますけれども、長期欠席の場合は1か月分の減額に対応をしているところでございます。

○松田委員

今いろいろ新型コロナウイルス感染症だとか、いろいろなことで大変な作業されていると思いますけれども、その点については御苦労だと思いますが、よろしくお願いいたします。

◎新型コロナウイルス感染症による児童・生徒の生活への影響について

では、次に、新型コロナウイルス感染症による児童・生徒の生活への影響について、お話をお伺いいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症は、経済活動など市民生活に様々な影響を与えていますけれども、長期化することによってそれに付随した心のダメージは深刻で、中でも子供たちに与える影響を考えると、本当に切なくなります。というのは、私は先日、私の友人と電話でやり取りしていたときに、その人にすれば、娘の子供ですから孫に当たる子なのですけれども、その子供が母親に、その子は小学校1年なのですが、私はお友達の本当の顔を見たことない、本当の顔を見てみたいと話すそうです。要するにマスクしているわけですから、目の上しか分からないわけですね。それを聞いて、もう本当に切なくなりました。私たちでも大人でもマスクをしていて擦れ違ったときに、うっかり分からないと、お互いに声かけて、何か似ているかな似ていないかな、ただそれは、初めから顔が分かっているから、分かるのですけれども、特に小学校1年生の子は、初めから目の上の顔しか分からない、目しか分からない。そして、学校の給食も黙食ですから、マスクを外して食べることもできない。たまたま自分の机の近所にいる子だったら、横顔だとかいろいろ顔が分かりますけれども、席から離れた子は、もう本当に顔を知らないままいくのだな、そうやって考えたときに本当に切なくなりました。

そういったことで、これは1人の子が素直な気持ちで、ママ、私、あの人の本当の顔を知りたいのだと発言した、その子の気持ちを考えるとき、今は確かにマスクをしなければならない状況だというのは致し方がないと思いますけれども、この子は市外の子供で小樽の子供ではありませんが、小樽市でもこういった子供の声はないのか、また、これを聞いて教育委員会としてどのような見解をお持ちなのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

ただいまの松田委員からの御質問についてでございますが、まず、児童からマスクをしているので、同級生の顔を見たことがない、本当の顔が知りたいといった声があることについては認識をしてございます。

これらの対応につきましては、学校において、児童一人一人のマスクを外した顔写真を撮影し、教室内に顔写真を掲示したり、それから、オンライン学習の際にマスクを外してコミュニケーションを図ったりすることで、これらの児童の不安などを取り除き、楽しい学校生活を送ることができるよう努めているところでございますが、今後もマスク着用で、学校生活が続くことが考えられることから、子供たちのよりよい人間関係づくりや、コミュニケーションを図る活動が、より一層充実するよう指導していく必要があるものと考えているところでございます。

○松田委員

そういった配慮をしていただけているということを知って安心しました。

ただ、今言ったようにその子は市外の子なので、こういった方法もあるのではないのと言ってみたくと思います。それで、今回こういったことで成長期の子供にとって、今本当に大変だなと思います。

先般、教育委員会による、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の報告を受けましたけれども、小樽市の小中学校は全国、全道と比較し、男子中学生を除き肥満傾向にあるということを知りました。この要因として、先ほど言いましたとおり、コロナ禍前と、現在を比較すると運動量が減ったことから、この影響を受けているのではないかと思いますけれども、教育委員会としてこの点について、どのように分析しているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

以前から、小樽の子供たちは肥満傾向が高く、コロナ禍で家にいる時間が長くなることで、運動する機会が減少し、調査結果からも土日の運動時間が短くなっていることも考えられますが、食生活などの生活習慣が影響しているものと考えております。

○松田委員

平日どのくらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画像を見ているかという質問に対して、3時間以上というのが小樽市の場合、全国よりポイントが高く、教育委員会としては体力合計点が小・中学校とも低下した原因の一つであると分析していますけれども、小樽市の教育委員会ではスマート7というルールがあったというふうに思います。これではこのルールが守られていないことになりませんが、この結果について教育委員会としての認識を伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

これまでも、ゲームやスマートフォンなど、画像を見る時間が、全国、全道より長いことが本市の課題となっており、コロナ禍で家にいる時間が長くなっていることなど、様々な要因が影響していると考えられますので、スマート7のルールがしっかり守れるように、保護者と連携を図りながら引き続きしっかり指導してまいりたいと考えております。

○松田委員

それと、ゲームの時間が長時間にわたると朝起きられず、それが朝食を取らない要因の一つになっているように思いますけれども、その点についての見解もお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

朝食を取らない要因の一つとして、ゲームやSNSなど、夜遅くまで行うことで朝起きられないなどの影響が考えられますので、これまでも取り組んできた生活習慣スケジュール表などを活用し、子供たち自らが生活習慣を見直すことや、食に関する指導を今後もより一層充実してまいりたいと考えております。

○松田委員

とにかく、子供たちの影響を最小限に抑えていくのが私たち大人の責務だと思います。

新型コロナウイルス感染症については収束の見通しが見えない今、今後しっかり検証していただきたいと思います。

このことについての認識を伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

コロナ禍で教育活動が制限され、体力の低下や生活習慣に影響が出ていることが考えられますことから、その影響を最小限に抑えるためにも、教育活動を柔軟に見直しながら児童・生徒の主体的な活動や、児童・生徒が楽しさや達成感を味わえるような活動、体力の向上の取組などの充実を図ることが大切であると考えておりますので、今

後も引き続き生活習慣に関わるアンケートなどで、しっかり検証してまいりたいと考えております。

○松田委員

よろしく願いたいと思います。

◎教育現場の環境改善について

それでは、今、教育委員会から児童・生徒のことを聞きましたけれども、最後に教員の方のことについて、教育現場の環境改善についてお伺いしたいと思います。

今、日本ではあらゆるところで人材不足が言われております。介護職員しかり、保育士しかり、そして教育現場も例外ではなく、昨年、文部科学省が初めて調査を行った結果、4月の始業式と5月1日現在の実際の配置を検討したところ、全国で2,500人を超える教員の不足が分かったといえます。教員の採用や配置は、都道府県の教育委員会が担っておりますので、教育委員会としてはそういったことで、配置については教育委員会がどうのこうのということではできないと思うのですが、小樽市では教員の不足はないのか、その点について伺いたいと思います。

○（教育）教育総務課長

本市の教員の状況でございますけれども、令和3年4月当初は一時的に学級数の増がありまして、1名不足という状態ではございましたが、期限付の教諭で対応しておりますし、また、年度内に様々な理由で一時的に教員が不足となった場合も、その都度期限付の教諭で対応しているという状況で、特段著しい不足というのとはございません。

○松田委員

それでは、最後に、ともあれコロナ禍に当たって、子供たちだけではなくて、教師の方についても、オンライン授業やデジタル化、そして教室の消毒作業など、新たな対応が重なり、また児童・生徒の心のケアにも気を遣い、そして今、ヤングケアラーという新たな問題も出てきて、今までにない複雑な対応に苦慮されているのではないかと推察いたします。

このような教育現場の環境改善は急務だと思われませんが、この点について最後にお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）教育総務課長

委員おっしゃるとおり、学校の現場では今複雑多様化しておりまして、環境はなかなか厳しい状況となっております。このことについては、教育委員会も環境を改善していかなければならないというふうには認識しておりまして、その一つの対策といたしましては、スクールサポートスタッフ、それからICT支援員など、様々な新たな対応に、専門スタッフという形で人的な配置を行ったり、市教委で定めた小樽市立学校における働き方改革行動計画、こちらに基づきまして、様々な取組を実施して、教育現場の環境改善に努めていっているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時41分

再開 午後3時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎歴史文化関係について

1件目は歴史文化関係について伺います。

その中で、文化財保存活用地域計画の策定について伺います。

この計画については、2020年の第3回定例会の答弁で市町村が取り組んでいく文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランであり、本市が作成する場合は、歴史文化基本構想の調査内容を活用できるなどのメリットがあると。歴史文化基本構想よりも具体的な事業計画と期間を設定することから、この認定を受けることにより、実行力が高まるとともにまちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくことが期待できるものというふうに評価をいただいて、この計画の策定に当たっての北海道文化財保存活用大綱の趣旨に沿って検討を進めてまいりたいという御答弁をいただいております。

文化財保存活用地域計画についての、現在の検討状況と策定の意思について御確認をさせていただきます。

#### ○（教育）生涯学習課長

文化財保存活用地域計画についてですけれども、他都市の状況を聞いている中で、本市のように歴史文化基本構想を策定している都市でも策定には数年を要しているということが分かってまいりました。

また、令和2年第3回定例会の段階では、歴史まちづくり法の歴史的風致維持向上計画を策定することが、まだ決まっていなかったのですけれども、その後、まず歴史的風致維持向上計画を策定することになりまして、その計画においても文化財の保存、または活用に関した事項というのを記載することになりますので、建設部との調整が必要になる見込みであります。

現在の検討状況については、歴史まちづくり計画の調整後の計画策定の検討については続けておりまして、将来的な作業がスムーズに進められるように、先月、2月ですけれども、文化庁が開催しました地域計画の策定に向けたオンラインの研修会に参加するなど、情報収集を行っているところでございます。

#### ○佐々木委員

ということは、まずは歴史的風致維持向上計画の策定が先というふうに押さえさせていただいてよろしいですか。

これについては、大変、歴史文化基本構想からの発展形というふうには私は押さえられているものですから、こういうものについてしっかり進めていただければと思います。

続けて、重要文化財、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事についてに関わってお聞きします。

前回の御答弁いただいたときに、この工事に関わって、今後は一般市民に工事現場を見ていただく現地説明会のような機会を設けたいと。

それから、工事の状況を動画で記録しているので、それをホームページに公開することを考えているというお返事をいただきました。大変期待して待っているものですから、しつこくして申し訳ないのですけれども、それらの進捗状況について、いつ頃からできるのかというようなことをお聞かせいただければと思います。

#### ○（教育）生涯学習課長

重要文化財、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事の期間中の市民などに見せる工夫なのですけれども、現在は安全管理の問題から立ち入り難しい状況になっておりますので、一つは今お話ありましたけれども、市民や観光客に分かりやすく工事の状況を紹介できるように、耐震補強工事の様子などを撮影した動画を編集しているところでございます。定期的に現場で撮りためております工事の映像に、作業内容を説明する字幕をつけまして、現在は字幕の内容確認などを行っている最終段階まで進んでおりますので、近いうちにホームページで公開できる見込みとなっております。

もう一つは、現場の見学会なのですけれども、今年度実施している石壁ですとか、屋根の工事については、どうしても現場の安全確保が難しい状況でございますので、新年度に始まる建物内部の工事を中心に館内を回りながら、市民の皆さんに工事現場を見学していただく機会を設けたいというふうに考えておりまして、現在、事業者ですとか工事監理者と、工事の工程を踏まえて見学に適した時期ですとか、人数などを検討している段階でございます。

具体的な募集の方法などが決まりましたら、広報おたるなどで周知したいというふうに考えております。

○佐々木委員

そちらもできるだけ早く、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、代表質問から一つ伺っておこうと思います。

同じく、地域遺産に関わって私から、近代化遺産、それから1992年に行われた建物の調査がそういうところでは行われなかった戦後の建物も含めて、体系的な歴史遺産調査を行い、結果をバックデータとして集積し、次世代に渡していくことが大切なのではないかということで、市の考えをお聞きしたところ、こうした調査については平成31年度に策定をした歴史文化基本構想において、戦後の建物などを含めた体系的な調査を行いましたので、現時点では改めて調査を行うことは考えていないとの御答弁をいただきました。

そのとき思ったのは、1992年の今のちょうど歴史的建造物の調査と、それからこの歴史文化基本構想のときの調査が、果たして同じものなのか、それに代わることができる調査なのかということを少し疑問に思ったものですから確認をさせていただきます。

それで、1992年の調査の名称、調査の目的、調査対象、それから調査をした人、調査者、それから調査方法はどのようなふうになっていたのか、お答えください。

○（教育）生涯学習課長

1992年の調査の名称ですけれども、小樽市の歴史的建造物に関する実態調査。調査の目的は、小樽市全域を対象とします戦前期の遺構、建造物ですけれども、その実態調査を行い、遺構の分布状況を捉え、主要建築の概要をまとめ、歴史的建造物の基礎資料にすることとなっております。

調査の対象は戦前期の遺構、調査者は日本建築学会北海道支部に委託しております。調査方法は市内全域を10地区に分けて、外観の状況を調べる一次調査を行って、その中から主要な建築の二次調査として、聞き取り調査、内部調査、資料収集、実測調査を行っております。

○佐々木委員

続けて、歴史文化基本構想の策定時の調査についても、同じような内容でお答えをお願いします。

○（教育）生涯学習課長

歴史文化基本構想を策定したときの調査ですけれども、調査の名称というのは具体的にはないのですけれども、歴史文化基本構想策定委員会調査部会による調査ということになります。

調査の目的は、市内各所に潜在する小樽文化遺産をできる限り詳細に拾い上げること。

調査の対象は小樽市内に存在する、地域を構成する多様で価値が高いと思われる文化遺産などで、戦後のものも建築物以外のもも含めた全てのものとなります。

調査者は、文学、美術、自然、建築、歴史など幅広い分野の委員からなります、歴史文化基本構想策定委員会の調査部会となります。

調査方法は、博物館を含む教育委員会による調査の蓄積データに加えて、ただいま申し上げました、幅広い分野のメンバーが把握をしております、市民が暮らしの中で大切に受け継いできたものを、建築物に限らずリスト化して整理するというものでございます。

○佐々木委員

今、伺った二つの調査について、聞いていても、目的がそもそも違うのだろうなというふうに思いましたけれども、この二つの調査が同じ調査だと言えるのかどうかということですね。それについてお聞きしたい。

それから、1992年の調査後の、戦後の建築物は歴史文化基本構想策定時の調査の手法でもって調査するということは可能なかどうか、お答えください。

### ○（教育）生涯学習課長

二つの調査ですけれども、確かに1992年の調査のほうは、まず戦前の建造物、建築物のみでありまして、歴史文化基本構想策定時の調査は、建築物以外のもの、戦後のものも含んでいるということで、同じ調査とは言えないというふうに考えております。

戦後の建築物の調査についてですけれども、将来的には必要かもしれないのですが、戦後の建築物ですとか、それ以外のものについても歴史文化基本構想策定時の調査によって、図面などはないものの、おおむね押さえている状況でございます。詳細な調査をすることについては文化財的な価値があるものについて、例えば人員ですとか、予算とか、時間をかければ調査をしていくことは可能だというふうに考えております。

### ○佐々木委員

その手法で調査するのは難しいかもしれないけれども、調査するという点については可能なのかもしれないですよ。

それで、現時点では改めて調査を行うことは考えていないということですが、将来的に、1992年の歴史的建造物の実態調査のような、やはり体系的な調査、必要性についてはどのように考えておられますか。

### ○（教育）生涯学習課長

実態調査のような体系的な調査ということですが、1992年の建造物の大規模な調査のような全市的な調査にはならないとは思いますが、今後、建設部とともに歴史的風致維持向上計画の策定に向けた検討を進めることになっておりまして、具体的な内容はこれからなるのですけれども、その計画の中で、エリアを絞った調査を行うことは考えられております。

歴史まちづくり法の中でも、歴史上価値が高いという判断の基準としては、50年以上経過しているものというのがあるのですけれども、もう既に戦後80年近くたっておりますので、そういった戦後のものも含めて、歴史を感じさせるものはないかというような調査を行うことになるだろうというふうには聞いております。

### ○佐々木委員

国の制度における歴史的風致維持向上計画の策定ということを見据えた中での調査という部分では、話を合わせてそういう中でやっていっていただけることは非常に貴重なことだと思いますので、それに沿ってぜひその調査についても進めていただきたいなと思います。

一応、歴史文化基本構想の52ページ、53ページに小樽文化遺産について、小樽文化遺産の所在、現状調査は本構想の策定をもって終了するものではなく、今後も継続的に実施し、データの補充、現状の把握などに努める必要がありと書いてあり、さらにその2で、文化遺産データベースには、なお、このデータベースの追加修正については随時実施する必要があると書かれています。

それで、現状調査の継続、データの補充は、現状どのように進められているのか、それから、実際に補充された遺産はどのようなものがあるのかということについてお聞きします。

### ○（教育）生涯学習課長

現状の調査ですけれども、代表質問で教育長から答弁させていただきましたとおり、例えば朝里ですとか、塩谷の地域の皆様から挙げられた、松前神楽の猿田彦面ですとか、船絵馬などの調査の依頼が来ることもありますので、教育委員会ではできる限りの協力を行っているところでございます。

実際に、補充した小樽文化遺産というのは、現時点ではないのですけれども、そのような調査を継続していくほかに、町内会などの地域から上がってくる情報などにアンテナを張って、情報収集に努めているというところがございます。

### ○佐々木委員

現状をお聞きしました。こういうデータベースに追加していく、そういうようなことについても含めて、今後の



展開についてお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

今後の展開ですけれども、一つは、今、歴史文化基本構想で挙げられた小樽文化遺産が約2,700件くらいあるのですが、それを種別ごとにホームページ上で公開しまして、どのようなものが小樽文化遺産になっているのか、まずは市民に広く知ってもらうことを進めたいというふうに考えているのが一つ。

もう一つは、小樽文化遺産の補充の話ですけれども、現在調査をしているものの中で、価値が見えてきたものについては、文化財審議会などの委員の皆様にも相談しまして、小樽文化遺産に加えていくことを検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

今回の代表質問からのずっとの質問の中で、やはり私の質問の趣旨としては、戦後に建設された建物とか、それから、火の見やぐらを代表とするような、今までは顧みられなかったようなものも、文化遺産として小樽市としてきちんとして、文化遺産に加えていける、またそういうのを保存・活用していける、そういう仕組みをきちんとつくっていきましょうというお話をさせていただきました。このまま朽ち果てていくものがないようにということでお願いをしておきたいと思います。

◎学校図書館整備について

次の質問です。

学校図書館整備について伺います。

1月末ですけれども、文部科学省から出された、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」というのがありまして、その中に、令和4年度からの5年間で、全ての小・中学校において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数配備および学校司書の配置拡充を図りますというふうに出ておりました。

その中から2点質問をさせていただきます。

まず、学校図書館司書の配置についてなのですが、市において学校図書館の運営改善と環境整備を図るため、学校図書館司書を1名増員し、合計8名を配備する予定ということでしたけれども、学校図書館司書の配備の具体的な計画、そしてその効果についての期待などを聞かせてください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

来年度の学校図書館司書の配置についての御質問でございますが、市内小・中学校の学校図書のデータベース化が進められてきましたので、現在、市内を6地区にブロック分けしており、各ブロック内の学校に1名ずつ学校司書の配置をするとともに、過去に学校司書が配置された学校の2校に1名ずつ配置してまいりたい、合計8名というふうに考えております。

○佐々木委員

その効果についての期待もお願いします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

申し訳ありません。

学校司書を配置する効果についてでございますけれども、やはり学校図書館司書が図書室にいるということで、休み時間に多くの子供たちが来館してくる、また、人がいるということで、ゆっくり図書に親しむことができる。また、貸出冊数が増えるということもございまして、授業時間中も調べ学習等で来館する子供たちの相談も受けることができるなど、子供たちにとって学校図書館の環境が充実されるといったことが期待される部分でございます。

○佐々木委員

以前の、こういった司書の方がいらっしゃらないときの図書館、私も知っていますけれども、入っていったときの雰囲気が全然違うので、本当に図書の1冊1冊の紹介等についても、本当に心遣いが感じられて、そういう効果

が本当にあるのだなと思っています。

今後の、将来的な学校図書館司書の配備というか、そういうものの考え方というものをお聞かせいただきたいと思えます。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

教育委員会といたしましては、将来的には市内の全小・中学校に、学校図書館司書を配置したいというふうには考えておりますけれども、学校間の格差を早期に解消する必要もありますので、当面は複数の学校を兼務することにより、配置する学校を増やしていきたいというふうにご考えているところでございます。

○佐々木委員

そういう将来を楽しみにしております。

次に、新聞の複数紙配備についてお聞きします。

この計画においては、新たに小学校においても複数紙配備に必要な経費を盛り込んだところであり、児童・生徒の発達段階、学校、地域の実情に応じた、適切な新聞の複数紙配備に努めることとなっております。

それに、どのように小樽市がしていくのかというふうなところで少しお聞きしたいのですが、まず基本的なところで、学校図書館に新聞を配置することの意義とか、活用例をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

学校図書館に新聞を配置することの意義につきましては、学習指導要領によりますと、情報活用能力の育成を図るため各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが示されております。

活用例につきましては、本市においては、小学校では朝の会で今日の出来事を発表したり、感想を述べたりする活動。国語科では、新聞記事を要約したり、意見を書いたりする学習。社会科では、社会科見学で学んだことを新聞の記事を参考にして、新聞の形でまとめて表現する学習などに活用されております。

中学校では、国語科では2紙を比較し、情報の伝わり方の違いを学習することや、社会科では、学習内容に関係のある記事や写真、グラフをワークシートに掲載し、最新の資料として活用。道徳科では、教材と関連のある記事を資料として活用しております。

○佐々木委員

以前、私は見せていただいたのですがけれども、NIEの活動というのは現在も行われているのでしょうか。様子をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

NIEの活動につきましては、北陵中学校では、教育課程にNIEタイムを設定し、朝の学習時間を活用して、新聞のコラムを短時間で読み、分かったことや感じたことなどをワークシートに短い文章で表現する活動に取り組み、読むこと書くことの力を育成しております。

高島小学校では、北陵中学校と連携し、NIEタイムを設定し、こちらもコラムを読み、要旨をまとめ、それに対して自分の意見を書く活動を通して、読むこと書くことの力を育成しております。

○佐々木委員

やはり、熱心な教員がいていただくと、こういったことが進んでいくということもお聞きしております。

ところで、現在の新聞配備の状況というのはどうなっているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

現在の配備状況でございますが、市内小・中学校全校に、小学校には朝刊1紙、中学校には朝刊2紙を配備しているところでございます。

○佐々木委員

全国的な標準のところにあると思うのですけれども、配備する新聞について何か条件があったりするのですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

配備する新聞の条件と申しますか、現在は総合的にあらゆるニュースを掲載し、小樽市や道内といった地域の情報も掲載されているものとして、50音順で申しますと、朝日新聞、北海道新聞、毎日新聞、読売新聞、この4紙の中から選ぶこととしております。

○佐々木委員

そういう中から選んだ新聞ということですね。

先ほどの計画によると、学校図書館への新聞の複数配備。公立小学校1校当たり2紙。それから、公立中学校1校当たり3紙。それぞれ1紙ずつ現状より増えるようではございますけれども、今回の複数配備の意義、目的というのはどういうふうになっているのか。

また、複数配備することで何ができるのか、教育効果です。その辺のところについて御説明をお願いします。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

新聞の複数配備の意義、目的につきましては、選挙権年齢の18歳以上への引き下げや、令和4年度からの民法に規定する成年年齢の18歳への引き下げに伴い、児童・生徒が主体的に主権者として、必要な資質能力を身につけることが一層重要となっていることから、新聞を複数配備し、読み比べることで、様々な情報の中から自分で判断し、物事を決めて行動する力を育成する目的がございます。

また、複数配備することで、記事を比較して読み、多角的な見方や考え方が身についたり、目的に応じて複数の情報を整理しながら、適切な情報を得たりする効果が期待されます。

○佐々木委員

読み比べ、情報リテラシーということですね。そういう力をつけるのは、すごくこれからの子供たちにとって非常に重要なことだと思います。

そのための予算として、国の配備費用が5年間合計190億円。地方財措置で行うということになっています。そして新聞の複数配置について、今後の配備予定計画、それから配備数とか時期とかです。そういうことについては、どのような予定を立てているのかお聞きしておきたいと思います。

以前から、地方交付税措置されると、使用目的が問われないものですから、ほかに使われてしまうというようなことが結構あったようにお聞きしていますので、そういうことがないかというようなことが心配で、そういう今後のことについてお聞きさせていただきます。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

計画で示されております、小学校2紙、中学校3紙の新聞配備についてでございますけれども、今後といたしましては、市長部局とも協議して、時期や配備数については、協議してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

私からも、財政も含めてお願いをしていきたいと思っております。

最後になりますけれども、同じく計画の中に、各教育委員会においては、学校及び学校図書館への支援のため学校図書館担当指導主事の配置、定期的な研修の実施のほか、学校図書館支援センターの設置及び活用、それから、学校図書館指導員の配置などに努められたいことというふうに出ておまして、ここに出て三つ。学校図書館担当指導主事、それから、学校図書館支援センター、学校図書館指導員、私は初めて聞く言葉なものですから、これについて何か情報というか、説明等がもしできるのであればお聞かせいただいておりますので、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

事例として御説明させていただきますと、まず、学校図書館担当指導主事ですが、学校図書館の整備、運営、活用等に関して支援、指導、助言ができるような役割を担っている方のごとでございます。

次に、学校図書館支援センターにつきましては、学校図書館には三つの機能がございまして、読書センター、学習センター、情報センターというものがありますが、これらをこれまで以上に発揮できるよう、各種相談に対応するなどし、学校図書館の利活用や、子供の読書活動の推進を図る機能を持ったものというふうになっております。

また、学校図書館指導員につきましては、学校図書館担当指導主事の補佐というような形で、経験を積んだ方が、例えば巡回指導を行うといったことをしている自治体もあるというふうに、こちらのほうでは理解をしているところでございます。

市教委といたしましては、新たな5か年計画、示されたところでございますので、これらについて今後、検討課題として考えてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

学校図書館の果たす役割というのは、今後も大きくなると思っておりますので、これからも整備等をよろしくお願ひしまして私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

---

○酒井委員

◎議案第21号個人情報保護条例の一部を改正する条例案について

まず、議案第21号個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてお伺いいたします。

この条例案についてでありますけれども、改正する理由についてお示し願えますでしょうか。

○（総務）浅井主幹

本日の付託案件に係る提案説明でもお話ししましたとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法に一本化されることに伴いまして、具体的には、個人情報保護条例第2条第1項第4号に規定する独立行政法人等という用語の定義の引用を、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項から、個人情報保護法の第2条第9項に、同条例第18条第3号ウに規定する公務員等という用語の定義の引用を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2号ハから、個人情報保護法第78条第2号ハに変更するものでございます。

○酒井委員

ということは、今回の改正に関しては、あくまでもその独立行政法人等を対象とした、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律と、行政機関を対象とした、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を一元化するのみにとどまったということで理解をしてよろしいでしょうか。

○（総務）浅井主幹

そのような理解でよろしいかと思えます。

○酒井委員

ただ、今回の改正、これだけだったら問題はないのではないと言われる方もいらっしゃるかというふうに思うのですけれども、実際には、このデジタル関連法の一連の流れに沿って進められている。言ってみれば、国は個人情報保護に関しては、自治体に対して見直しを求めているということがあります。結局のところ、こうしたデジタル関連の流れに沿って今回改正するという、そういった理解でよろしいのかどうか確認いたします。

○（総務）浅井主幹

先ほど説明いたしました、個人情報保護法の一本化は、いわゆるデジタル改革関連法による法律改正でございますので、一連のデジタル化への動きに無関係とは言えませんが、今回の条例改正は、先ほど申したとおり、用語の定義に係る引用法令を変更するだけの改正でございます。

○酒井委員

やはりこれは、一連の個人情報をどんどんないがしろにしていくという流れだと私は理解しています。非常に問題だと思っております。

◎ナホトカ市との姉妹都市提携について

次に、伺いたいのが、ナホトカ市との姉妹都市提携についてであります。

非常に、全世界中にショックを与えました。連日CNNですとか、ABCですとか、そういったものに流れている、そういった画像などを見ますと、本当に胸が痛めつけられる思いでいっぱいあります。こうした、ロシアのプーチン政権による、ウクライナへの侵略行為、決して正当化されるべきものではありません。このような暴挙に対して、ロシアへの各国の経済制裁、それから国連決議、国内外からの非難の声、こうしたものが徐々にプーチン政権を追い詰めてはいます。しかしながら、報道にもあるとおり、現実には産科ですとか、小児科病院の爆撃、さらには、避難している無辜の市民への攻撃。本当に人道的にも許されないことが続けられております。本当に一刻も早く戦争が終わってほしいという思いでいっぱいあります。

このような中で、在日ウクライナ大使館の公式ツイッター、ここで小樽市の名前が出て紹介されていたわけあります。内容を読み上げます。

ウクライナが卑劣なロシア侵攻を受けるなか、ロシアの町との「姉妹関係」を保ち続けるのは偽善のように思われます。当館が日本の都道府県及び市に対して、ロシアの地域及び市の姉妹都市関係の断絶を呼びかけました。

このようにツイートいたしまして、添付された写真には各都市の名前があり、4番目に小樽市と載せられているわけあります。

また、これから差し出される、もしくは差し出したと見られる封書が映し出されております。十何時間前のツイートでありますから、まだ、小樽市に届いているとは思えないのですけれども、現時点で、小樽市に届いているかどうか確認をいたします。

○（総務）南主幹

ただいま、お話にありました、ロシアとの各姉妹都市関係の断絶を呼びかけた文書は、在日ウクライナ大使館から本日付で先ほど届いております。

○酒井委員

届いているということで、どのような内容かというのは、もしできるのであれば、後日、拝見させていただきたいなというふうには思うのですけれども、いずれにしても、私は安易に姉妹都市の解消は行うべきではないと思うのです。大切なところというのは、許されないのは、プーチン政権なのです。そして、それに従って、無辜の市民を殺し続けるロシア軍だと思います。

その証拠に、ロシア国内で規制強化されて、その中で拘束されたり逮捕されたり、そういった方がたくさん出ている、その中でも声を上げることをやめない、そうした勇気あるロシア国民がいるわけあります。こうしたこと

も、今一方の事実。

それから、それに対してのデモなども公然と行い、それに対しての拘束者、逮捕者もどんどん出ているということが報道されているとおりであります。日本でも、こうした良識あるロシア人は反対しているわけでありませうけれども、一方で、日本でもロシア国民を差別する人がいるということが、本当に私は許されないことだと思っております。

もし、安易にこうした姉妹都市の解消を行ってしまうということになってしまえば、ロシア文化の否定、そして、ロシア人への不当な差別、それから排外主義を助長しかねない誤ったメッセージとなると思っております。

こうした、姉妹都市に関する考えについて、小樽市の考えはどのようになっているのかお伺いをいたします。

## ○市長

姉妹都市の問題は、私から御説明させていただきたいと思っておりますけれども、まず御質問にはありませんけれども、在日ウクライナ大使館から来た文書は今手元にございますけれども、2点のお願いがあります。

1点目は、私たちは小樽市が、世界的なウクライナ支援の運動に参加いただけることを願っております。これが1点目でございます。

2点目が、今、酒井委員おっしゃるように、ナホトカ市との姉妹関係を解消されるようお願い申し上げますという、この2点のお願いの文書が届いております。

今、姉妹都市関係についてお話ございましたけれども、私も酒井委員と全く同感でありまして、日々このウクライナへのロシアの侵攻の報道に触れるたびに、特に子供たちの避難の様子ですとか、兵隊として残る父親との別れだとか、そういった報道に触れるたびに胸が痛みます。

ただ、報道を見ていますと、ウクライナへの侵攻のことが中心になっているわけですがけれども、ロシア国内のことを考えてみますと、たまたま侵攻があつて2日、3日後だったと思っておりますけれども、深夜のNHK教育テレビで、プーチン政権と戦う女性たちという、イギリスの番組がやっております、これはこの後、再放送もあるということでしたけれども。この番組の説明には、対立するものを排除するプーチン政権というのがあります。ロシア国内の様子というのはなかなか報道されませんが、想像するに、ウクライナ侵攻に抗議するロシア国民というものも、当然抑圧されているのだらうなというふうにも思いますし、かつてはソビエト連邦を構成した、共に構成していた兄弟国であるウクライナを侵攻するというロシア軍兵士たちの思いだとか、あるいはロシア国民のことを考えますと、相当深い葛藤の中で、今生活をされているのだらうなというふうにも思っております。

こうしたことを考えますと、姉妹都市交流というのは、市民レベルの交流でありますので、安易に解消することはできないというふうにも思っておりますし、解消することによって、直ちにこの問題が解決するわけではありませんので、我々としては姉妹都市の解消について、お願いの文書が来ておりますけれども、慎重に判断してまいりたいなというふうにも考えております。

## ○酒井委員

もう既に届いているということで、本当にびっくりしております。こんなに早く届いているのだなと思いました。ただ、一方でウクライナ国民のことを思うと、私もすごく心が痛むのです。

これに対して、市議会としてはどのようなことを行ったか。御承知のとおり、「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略」を強く非難し、断固抗議する決議、これを全会派の代表と無所属議員の提案により全会一致で採択いたしました。小樽市議会としての立ち位置は示されているわけでありませう。

ただ、小樽市としての立ち位置というのは示されていないわけでありませう。今回、こういったものを言わせられたということを機会にして、セルギー・コルスンスキー駐日ウクライナ特命全権大使に対し、返信して、そのことをプレスリリースすることによって、小樽市としてはこういう思いを持っているのだということを示していくということも、私はいいいメッセージになるのではないかと考えるのです。

例えば、中身については、ウクライナ国民に対してはしっかりと寄り添っていく立場なのということ、それから、プーチン大統領が引き起こした侵略については絶対に許されないのだと。それと同時に、一般のロシア人に対する人種差別も絶対にさせてはならないのだと。やはり何よりも、ウクライナ、ロシア、そして日本と、小樽市と、本当に平和な世界、こうしたものを私たちは望んでいるのですというメッセージを出していくということは、非常に私は効果があるのではないかと考えております。

特に、迫市長はロシア語が堪能でいらっしゃる。ウクライナのことについてというのは、私はそれほどあまり知らなかったのです。ただ、いろいろと報道などがされていると、実際のウクライナの東部のほうに関しては、母語がロシア語で、ウクライナ語を知らないという方もいらっしゃる。大体3割から4割ぐらいはそういった方で、ウクライナ人の公用語はウクライナ語だけれども、ウクライナ人のほとんど全てはロシア語を知っている。ただ、ロシア語の母語の人たちは、ウクライナ語を知らない人がいるという、びっくりしたというふうにそのとき思ったのです。

平成27年の小樽市教育研究所報「環流」に当時の迫教育研究所所長の文が書いてあったのです。そこで、見ていたのが、ナホトカでロシア語漬けだった生養の日々を思い出したという形が出ていて、その中でロシア語を勉強しているうちに、言葉だけではなくてロシアそのものにも興味が膨らみという形で、様々なロシアに対する愛情というものが示されているのです。

私は、こうしたものを考えていく上で、やはりロシアとも仲よくしていきたいし、ウクライナとも仲よくしていきたいし、そのために自分はこういう立場なのだとすることをやはり示していくということは、何よりも大切ではないかと考えているのです。こうしたメッセージというか返信を送ること、これに対して、市長はどのように考えているのかお示し願えればと思います。

#### ○市長

私といたしましても、今回の議会の決議には本当に賛同いたしますし、多くの国民の命が失われている。あるいは幸せな家庭ですとか、生活が失われているということについて、私たちとしても、私だけではなくて、市民の皆様もそうだと思うのですけれども、何らかの支援ですとか、メッセージを送りたいと思っていられるのだろうなというふうに思っております。

そうした、手を差し伸べたいと思われている皆様のお考えにも、我々は賛同いたしまして、どういった形がいいのか分かりませんが、例えば、日本赤十字社ですとか、日本ユネスコ協会連盟、それから、国連の難民高等弁務官事務所などを通じて支援も行うことができるというふうに伺っております。既に帯広市が先行して、そういった募金箱を窓口に設置されているような動きもありますので、そういったことでの役割を果たしていくことだとか、あるいはウクライナに対するメッセージを送ることなど、何ができるかどうか、これからしっかり考えていきたいなというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、ウクライナ大使館からのメッセージの中の一つ目が、ウクライナ支援の運動に参加いただくようお願い申し上げます、ということですから、しっかりと答えできるように考えていきたいなというふうに思っております。

#### ○酒井委員

ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思います。本当に何というか、ウクライナの方々にとっては何が何でもという、もう死に物ぐるいでやっているというのがすごく分かるのです。分かるのですけれども、やはり小樽市として何ができるのか、先ほど支援の話もありました。やはりしっかりと小樽市としても、支援をしていきたいんだという、そういったことを返信の中に入れていく、それから市民レベルの交流というものがこういった形で行われているということも、ぜひ御理解願ひたいということで伝えていく。

そして何よりも大切なのは、その中身をプレスリリースして、こういった形でやりましたということを示していくことがやはりウクライナ人だけではなくて、ロシア人も勇気づけることになるのだと思います。ぜひとも進めて

いただきたいなと思っております。

◎学校給食費について

次に、学校給食費について質問をいたします。

学校給食費について、4月から月額200円。または、220円引き上げる方針が示されているわけであります。

私はこれを機会に、給食費の在り方ということを考えてみるべきではないかと思っております。

今回の引上げに至るに当たって、学校給食運営協議会、それから検討委員会、どのような議論になって引上げに至ったのか、それについて最初にお示し願います。

○（教育）学校給食センター副所長

運営協議会、検討委員会の議論の中身でございますが、12月に小樽市学校給食運営協議会の理事会におきまして、食材価格が値上げ傾向にあり、給食費改定の可能性について御説明をいたしました。2月の運営協議会給食検討委員会で給食費案を示し、了承をいただいたものであります。

その後、運営協議会総会におきまして、給食検討委員会での検討結果について承認をいただいたところでございます。総会におきましては、食材の高騰などで値上げはやむを得ないと御意見をいただきまして、値上げに反対する意見はなかったものでございます。

○酒井委員

2回の運営協議会、それから総会で示されて、それから、その中ではやむを得ないと、反対はなかったということでもあります。ただ、これまでもそうなのでありますけれども、保護者に対しては給食費が4月から値上げになりますよということが示されるのみであります。初めてこういったことを聞いて、値上げなのだということを聞かされるわけであります。私は大いに問題があるのではないかと思います。やはり保護者の意見は反映されるということが、何よりも重要ではないかなと。

そもそも、12月の時点でそうした情報が分かっている時点で保護者に対してもこうした動きがありますということも示していくとか、何らかの情報を示していくことは必要なのではないかと思いますけれども、その点については問題ではないかと思いがいかなうでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

保護者の御意見が反映されていないという御質問でございますけれども、学校給食運営協議会の中には保護者の代表がメンバーとして5人参加いただいております、保護者の代表の御意見もいただいているところでございます。

○酒井委員

運営協議会の中に保護者が5人いるというのは、それは別に構わない話なのです。

それ以外の一般のといったらおかしいですけども、私は給食費に対しての意見があるのだという方の意見を聞くということはこれまであったのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

一般の保護者の意見を聞いたことがあるかという御質問でございますが、これまで給食費の改定に当たりましては、今、御説明申し上げました手順を踏んで改定をしてきたところでございまして、一般の保護者の意見を伺ったという機会はありません。

○酒井委員

ないということなのですね。

この運営協に5人の保護者がいるという話ではありますけれども、保護者の意見は聞かなくてもよいというそういったスタンスでしょうか。



○（教育）学校給食センター副所長

私どもとしては、そういう運営協議会の会議の席で御意見をいただいて決定しているところでございますので、このような手続については問題がないというふうに考えているところでございます。

○酒井委員

ということは、これからも保護者に対して情報提供していく意思是まるでないと。決まったことをきちんと決まったやり方でやっているのだから、それに従いなさいというスタンスでこれからも押し通すということか伺います。

○（教育）学校給食センター所長

私どもといたしましては先ほどから述べておりますとおり、保護者を代表される方の意見を徴した上で、決定を進めていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

代表される方がいるということがあるから情報提供していかない。

私がこの質問をするに当たって、これまでどんな質問をしてきたかと思ってさらっと見てみたのですけれども、花岡ユリ子さんの時代のときの質問があったのです。それを見たらどんなふうにかかれていてかという、情報提供に当たってはやはり必要だと。ただ、どういうふうに情報提供していくかということについては、これからの課題となっていると言っているのですけれども、現在に至っては、この情報提供すらないという形というのがよく分かりました。

そこでお伺いしたいのが、この給食費の引上げについて、今回、総務常任委員会に報告されましたけれども、議会に諮る必要はあるのかどうか伺います。

○（教育）学校給食センター副所長

議会に諮る必要はないのかという御質問でございますが、学校給食の運営につきましては小樽市学校給食運営協議会が実施しているところでございまして、運営協議会から御意見をいただきまして、給食費については教育委員会で最終的に決定させていただいているところでございます。

○酒井委員

私が伺ったのは、議会に諮る必要があるのかどうかという話なのですけれども。

○（教育）学校給食センター副所長

議会に諮る必要はないのかということの御質問でございますが、今、御答弁申し上げたことから、議会に諮る必要はないというふうに考えているところでございます。

○酒井委員

これが公会計になった場合は、どうなるのですか。

○（教育）学校給食センター副所長

公会計になった場合につきましては、当然、歳入歳出の予算が市の予算に組み入れられるわけでございますから、議会の皆様の御議論をいただくものと考えてございます。

○酒井委員

そうだからこそ必要はないわけでありませう。

ただ、私はやはり先ほど保護者の代表も出ているのだからという話なのだけれども、やはり保護者や議会に事前に資料を提供して説明していくというのが、丁寧なやり方ではないのかと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

給食費改定の流れでございますけれども、主食の提供を受けてございます北海道学校給食会から、次年度の価格の決定をいただくのが例年、年明けの1月中旬でございます。そのほか食材の価格動向の調査を反映いたしまし

て、短期間のうちに給食費の積算を行いまして案を作成し、それを運営協議会にお諮りをして意見をいただき、給食費を決定するという、非常に短期間の過密スケジュールの中で行っている、そういう状況でございますので、現在の方法で進めざるを得ないというふうに考えてございます。

**○酒井委員**

私は問題だと思います。例えば何でこんなことを言うのかということ、運営協議会でどのようなことを議論されているのかというのがアップされていないのです。だから分からないのです。後から、この食材費が実はこんなふうになっていて、こういうふうになりましたから上げるのですと。こういうことを決定しましたということをおっしゃっているだけで。

以前、教育委員会の議事録などは、要約だったのではないですか。それが全て載るような形になって、どのようなことが議論されているのか、もちろん非公開の部分もありますけれども、一定程度よく分かるようになったのです。

こうした議会や保護者に対して事前に資料を要求するということ、説明するということをしていないということであれば、せめて運営協議会で公開できる中身については公開していくという方針に立つべきだと思うのですが、その考えについては、可能性としてはいかがでしょうか。

**○（教育）学校給食センター副所長**

運営協議会の議事などを公開することにつきましては、それは前向きに検討してまいります。

**○酒井委員**

もちろん非公開の部分もあるでしょうから、それは非公開の部分という形であっていただいて、ぜひ、できるだけどのようなことが議論されているのかネット上でも見られるようにしていただく、前向きに取り組んでいただければと思います。

この給食費の在り方の部分で最後なのですが、これまで学校給食の在り方について保護者からアンケートを取ったことというのはあるでしょうか。

そして、これからどのように考えているのか。このことを併せて伺います。

**○（教育）学校給食センター副所長**

これまで保護者アンケートを取ったことがあるか、また今後の予定はという御質問でございます。

保護者アンケートにつきましては、西陵中学校のセンター化の際には、西陵中学校の保護者の皆様にアンケートを取ったことはございます。それ以外については今のところございませんけれども、これは今後検討してまいりますというふうに考えております。

**○酒井委員**

この後の部分につながるのです。次のところで聞きたいのが、保護者負担についてなのです。

この学校給食費の引上げについてですけれども、いつぶりになるのか示していただけますでしょうか。

**○（教育）学校給食センター副所長**

給食費の引上げはいつ以来かという御質問でございますが、前は平成30年度でございましたので4年ぶりでございます。

**○酒井委員**

そのときにも、私は同じような質問をやったなど何となくうっすらとした記憶があるのですが、

ところで、今回の引上げはやむを得ないという話で月額200円、もしくは220円上がるということになりますけれども、保護者の負担をどのように見られるのかお伺いをいたします。

**○（教育）学校給食センター副所長**

保護者負担をどう見るかという御質問でございます。

今回の改定によりまして1食当たり単価につきましては、小学校につきましては259.38円、中学校については

319.61円というふうになってございますけれども、道内35市の中で小学校、中学校につきましても、ちょうど中間ぐらいの金額になってございます。ですので、それほど高額ではないというふうに認識しているところでございます。

○酒井委員

それほど高額ではないという話なのですけれども、では一体こういったものは保護者はどのように負担しているかという事例であります。2人児童、小学校に通学しているという形になれば、給食費だけ払っているわけではないのです。そういったものというのは、放課後児童クラブを利用したお金、それからおやつ代、こうしたものを負担すれば大体、ざっくり月2万円近く負担している。このような理解でよろしいかどうか伺います。

○（教育）学校給食センター副所長

2万円ぐらいの負担になるということの御質問でございますけれども、今、委員がおっしゃられたのは、児童クラブを利用している世帯ということになるろうかと思いますが、そういうことであれば委員のおっしゃるとおりであると思います。

○酒井委員

小樽市民の方で小学生の子供をお持ちの方という形になると、比較的若い世帯の方が多いのかというイメージです。その中で月2万円ずつで、それ以外にもいろいろなことをやっていけば、子供に対してのお金がどんどんかかっていくということで、本当に胸が痛む、私の思いです。

保護者は給食費だけ負担しているわけではありません。2人児童で月2万円、こうした実態をどのように教育委員会として捉えているのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

月2万円の負担について、どのように考えているかという御質問でございます。

これにつきましては、相応の御負担をいただいているものと考えているところでございます。

○酒井委員

今後どうなるのかということであります。

食材費が下がるような世界情勢ではありません。今後、食費の値段が上がれば、上がり続けるということなのかどうかをお伺いします。

○（教育）学校給食センター副所長

今後、上がればどうなるのかという御質問でございます。

食材の厳選や献立の工夫で、なるべく保護者負担増を避ける努力を続けるのはもちろんでございますが、栄養価など給食の水準を維持できなくなるとすれば、最低限の値上げは今後も必要となると考えているところでございます。

○酒井委員

給食費における経費の負担について伺います。

材料費については、全額保護者負担となっているのか伺います。

○（教育）学校給食センター副所長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○酒井委員

なぜ、保護者の負担なのか示していただけますか。

○（教育）学校給食センター副所長

なぜ、保護者負担かという御質問でございます。

これは、学校給食法第11条第2項の規定によるものでございます。

○酒井委員

それでは、当該箇所を読み上げていただけますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

学校給食法第11条について読み上げます。

学校給食法第11条第2項に、前項に規定する経費、前項の第1項に規定する経費とは、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する費用とその修繕費、学校給食に従事する職員の人件費を指しておりますけれども、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とする。このように規定されております。

○酒井委員

経費の負担関係を明らかにしたものだと思うのですが、法律の趣旨とすれば、設置者の判断で負担軽減することは可能、この解釈は学校給食ハンドブックの質疑応答の中に説明があります。負担軽減を必ずしも禁止するものではないと理解しているか伺います。

○（教育）学校給食センター副所長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○酒井委員

給食費について、これまで市に財政負担を求めたことはありますか。

○（教育）学校給食センター副所長

市に負担を求めたことはあるかという御質問でございますが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、夏季休業登校時の給食費として、約1,280万円の助成を頂いたことがございます。

○酒井委員

そういったイレギュラーなものに限ると思うのです。

道内他自治体では、給食費の無償化をやっている自治体があります。それから、食材費の一部負担をやっている、多子世帯の給食費を補助している自治体があります。

教育委員会として、どのような情報を得ているのかお伺いいたします。

○（教育）学校給食センター副所長

道内の助成の状況の御質問でございますけれども、道内の人口10万人以上の都市の中では、一部補助をしている市は1市、北見市だけでございます。

○酒井委員

先ほど、臨時交付金の話がありました。学校給食地場産品活用事業をやったと思うのですが、その概要を示していただけますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

令和2年度に実施しました地場産品活用事業の概要でございますが、2年度におきまして新型コロナウイルス感染症で影響を受けた市内業者に対する経済対策と、児童・生徒に地場、地産地消の大切さを伝えることを目的といたしまして520万円の助成を受けまして地場産品活用事業を実施したものでございます。

ふだん提供している食材の差額を上乗せするもので、地場産品を使った給食を19回実施したものでございます。

○酒井委員

私はこういうのはすごく進めてほしいと思うのですが、今回は聞かないです。

ところで、多子世帯、第3子以降の給食費を無償化した場合、どれだけの費用がかかるのか示していただけますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

第3子以降の子供を無償化した場合でございますが、試算によりますと1,000万円程度の費用となるものでございます。

○酒井委員

1,000万円ということなのです。

ここで、市長に伺いたいと思うのです。

2018年に市民団体から質問状が出されておりました、それに回答されていたようであります。そこではどのようなことが聞かれているかといいますと、多子世帯への給食費無償にすることについて、どのように考えていますかというような設問だったのですけれども、教育環境の改善や少子化対策に鑑みたとき、検討すべき課題であると考えます。これまで以上に市民の皆さんの御意見に耳を傾けていく必要があると考えています。このように答えられているというふうに拝見をいたしました。

そこで、市長の現在のお気持ちをお答え願えるでしょうか。

○市長

給食費の無償化についてのお尋ねですけれども、けさも朝刊で報道がありましたとおり、人口の減少が続いている本市にとりまして、少子化対策というのが一番大事な課題だというふうに認識をしております、特に若い世代の方々の転出が続いていく中で、この少子化対策が転出の抑止力になるかどうかということだとか、あるいは他の自治体に比べて競争力があるかどうかといった点から考えていく必要があるというふうに考えております。そういった点から給食費に対する負担軽減につきましては、どこかの時点で考えなければならない場面というのが、あるかもしれないというふうに考えておりますので、引き続き検討すべき課題とはしておきたいなというふうに思っております。

○酒井委員

少しまとめるという形になるのですけれども、本来は市民の方からの小樽市役所のウイングベイ小樽移転についての考え方について、若干聞きたいなと思ったのですけれども、それは別の機会にいたしまして、これで私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

中村岩雄委員に移します。

---

○中村（岩雄）委員

◎市制施行100周年記念事業子どもたちが選ぶ「ふるさと100選」について

それでは、教育委員会にまず質問いたします。

今年は、小樽市の市制施行100周年ということで1922年、大正11年8月1日から市制施行ということで、大変大きな節目の年となっております、記念事業がいろいろ計画されているのですけれども、教育委員会としても計画されているものがあるように聞いております。

その中の、子どもたちが選ぶ「ふるさと100選」事業です。これについて何点かお尋ねしていきたいと思っております。まず、事業の概要について説明してください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

子どもたちが選ぶ「ふるさと100選」の概要につきましては、全小・中学校の児童・生徒の参加の下、校区のおすすめの場所などを各学校で5か所程度選定した上で、写真や紹介文を掲載した散策マップを製作し、観光客へのPRなどに活用するとともに、各学校の代表者がプレゼンテーションを行う発表会を開催するものであります。

○中村（岩雄）委員

それでは、その事業の目的、狙いですかね、それについて少しお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

ふるさと教育の一環としまして、児童・生徒がふるさと小樽のよさに気づき、郷土愛を深めることにより、本市の未来を担う人材の育成につなげてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

それでは、その事業をすることにおいてどのような効果があるのか、それをお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

本事業の効果につきましては、児童・生徒がふだん何げなく過ごしている場所などを改めて見詰め直すことで、その価値や大切さについて気づくことで、新たな価値観を見出すことができるものと考えております。

また、本事業は子供たちの目線で子供たちが選ぶことがポイントであり、観光関係の雑誌に掲載されていないような場所などを、観光客などにPRすることができるものと考えております。

○中村（岩雄）委員

それでは、この事業のスケジュールです。これから始まると思うのですけれども、それについて少し説明してください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

事業のスケジュールにつきましては、新年度に入ってから詳細を詰めてまいります。1学期から2学期にかけ各学校の児童・生徒が、市外などから自校の校区に訪れる人に見てもらいたい場所や食べてもらいたいもの、体験してほしいことなど、校区のおすすめの場所と選んだ理由を考え、選んだ場所について5か所程度写真撮影を行い、散策マップに掲載する紹介文や発表会用のプレゼンテーション資料を作成いたします。冬季休業中には、各小学校の代表者が集まり、子供たちが選ぶ「ふるさと自慢100選」発表会を開催いたします。

その後、各学校が選んだ写真と紹介文、校区の地図を掲載した散策マップを作成し、市内の各学校、公共施設、観光協会等へ配布する予定となっております。

○中村（岩雄）委員

今、概要、目的、効果、スケジュールなどおおむねお聞きしましたけれども、子供たちへ事前にこの事業を行うに当たっての説明というか、何か簡単な資料だとか、あるいは動画みたいなもので子供たちに見てもらって、こういう事業をやりますよというような説明みたいな機会はないのですか。いきなり学校の教員が児童に説明していくと、こういう事業でこういうことを行いますのでというようなことになるのですか、その辺を少し分かりやすくお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

新年度に入ってから詳細は詰めてまいります。どのように学校の教員、子供たちに事業の内容を落としていくかというのは、今後検討してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

それから、冊子を作るということなのですから、大体どれくらいの冊子を作っていく予定なのですか。おおむねでいいです。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

現在考えておりますのは、オールカラーで、各学校の校区の地図に5か所程度の写真を掲載、あと、その写真の説明を載せた、各学校が大体A4、1ページぐらいの大きさで、それが29校。そのような冊子の作成を考えております。

冊数については、現在500冊程度を予定しております。

○中村（岩雄）委員

写真を撮るなどということなのですけれども、例えば、塩谷小学校の子供たちで、地域では雪あかりという地域の代表的な事業としてあるのですが、写真を撮るという場合、時期的に今年はまだ時期が過ぎてしまっているし、来年の2月といってもどうなっているか分からない。例えば、過去の写真を使うのであれば、その辺は工夫してやっていくということで構わないのですか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

当然、雪あかりの冬の写真であればもう間に合いませんので、既存の写真を活用することは可能だと考えております。

○中村（岩雄）委員

それから、この事業を市民の皆様へ広く知っていただくことが非常にいいのだらうと思うのですけれども、その周知する方法について何かお考えでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

この事業を市民の皆様へ周知する方法につきましては、作成した散策マップのデータを学校ごとに市のホームページへ掲載するほか、観光振興室とタイアップし、観光客へのPRを行ってまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

いろいろな方法が可能性としてはあると思うのですけれども、非常に面白いというか、いい事業かと思うものですから、観光客はもちろんですけれども、道内のやはり子供たちだとか、それから道外の方々だとか、広く知っていただくような、何か動画配信だとか、何か面白いのではないかなと思うのですけれども、その辺のお考えなどはどうなんでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

修学旅行などの教育旅行にも、この小樽の魅力を知ってもらうのに有効な冊子だと思われるので、観光振興室とタイアップして、そのような活用方法も検討してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

大変期待したいと思います。

家に帰ってから御両親と相談するであるとか、兄弟と相談するか、1年生と6年生ではこの事業に対する理解度はいろいろ差があるかとは思いますが、高学年と低学年の子供たちがいろいろ話し合ったりするのも面白いし、それから、地域にもいろいろな、例えば塩谷でいいますと、塩谷地域子どものすこやかな成長を願う会だとかありますし、地域の方々ともこのことについていろいろやり取りをするという、交流するということが非常に広がりがあって、夢があつていいのではないかなと思うのです。

こういう事例というのは、やはり全国に似たような事例はあるのですか。やはり小樽独自の発想で行われているのでしょうか。お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

このような企画事業が他都市で行われていたかどうか、少し資料がございませんけれども、今後少し調べてみたいと思います。

○中村（岩雄）委員

大いに期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎FMおたるについて

それでは、質問を変えます。

FMおたるの難聴解消事業について伺っていききたいと思います。

平成23年3月11日に東日本大震災、ちょうど11年がたちました。本市で大きな被害はなかったものと記憶しておりますけれども、その後、平成30年9月に北海道胆振東部地震、そしてそれに伴う大規模停電、これは道内はもちろんですけれども、本市においても市民生活に大変大きな影響があったわけです。本市は震度4ということで、地震としてはそれほどではなかったと思うのですが、初めての経験となる大規模停電が続く中、その状況を踏まえて、本市でも災害対策本部が設置されまして、避難所小学校の開設、本当に市の職員の皆さんは大変御苦労されながら、市民の皆さんのための災害対応に当たったと記憶しております。

災害に対する日頃からの備えが本当に大事なのだなということを改めて思うわけですが、本市の災害対策について、特に、FMおたるの難聴解消事業について何点かお尋ねします。

FMおたるの難聴地域の解消について、第4回定例会の総務常任委員会で事業進捗の報告がありました。桂岡町、張碓町、オタモイの3か所に中継局の設置が完了したと、12月1日からこの放送が開始しているとのことでした。

災害時の情報伝達手段の強化ができるということで、私としても以前からいろいろ関連して質問してきましたので、まずはよかったなと感じております。

再確認ですけれども、今回の整備で何世帯が聞こえるようになったのかと、どの辺りの地域がまだ聞こえていないのかを報告してください。

○（総務）災害対策室進藤主幹

今回の整備で、中継局の無線局免許を付与しました北海道総合通信局の報道発表によりますと、約5,800世帯で受信状況が改善されて、放送を聞くことができるようになったというふうになっております。

また、整備後で聞こえづらい地域がございますが、星野町や見晴町、あとは蘭島や忍路、桃内、塩谷の一部など、市の東西の両端の地域というふうになっております。

○中村（岩雄）委員

約5,800世帯で難聴解消がされるということです。

東西の、いわゆる両端の地域で難聴世帯が残ることなのですが、これはFMおたるの電波の出力がやはり一つはあるかなと、小さいのだろうと思うのです。電波の到達範囲がもともと小さいということはある程度やむを得ないのかと思うのです。

これらの地域に、これから新たに中継局を新設する考えはどのようなのでしょうか、あるのでしょうか。お伺いします。

○（総務）災害対策室進藤主幹

FMコミュニティラジオの電波の到達なのですが、地形の影響というものを大きく受けますので、例えば、塩谷などの山間部におきましては、中継局を設置しても電波の到達範囲が狭いということには変わりありませんので、現時点で新たな中継局を増やすというように考えているものではございません。

また、星野町ですとか見晴町など札幌市寄りの地域につきましては、札幌市西区に拠点をもちますFM局がございまして、そこは周波数が76.2メガヘルツなのですが、FMおたるが76.3メガヘルツということで、かなり周波数が近接しているという状況でございますので、これ以上、札幌市寄りに中継局を新設するということは、札幌市西区の既存のFMコミュニティラジオの電波干渉も考えられますので、現実的には困難であるというふうに認識しております。



○中村（岩雄）委員

私も塩谷が地元ですので、山間部に囲まれた地区で電波が届きにくいというのはよく分かるのです。

また、札幌市は本市の隣ですので、やはり、先ほどおっしゃっていたように電波干渉、こういった問題があるというのはなかなか難しいのです。大変だと思うのですが、やはりそれに代わる代替策と申しますか、それで何とかカバーしていく、中継局を設置しなくても災害時の情報伝達を補完する何らかの方法について、これらの地域に対してはどのように考えているのか伺います。

○（総務）災害対策室進藤主幹

難聴地域の中にあっても、ラジオの種類ですとか性能によりましては同じ場所でも受信できるという場合がありますので、感度のいいラジオですとか、カーラジオなどを使っただければ幾分かは状況を改善できるのではないかと考えているところです。

このほかの対応としては、パソコンやスマートフォンのアプリを使用して、インターネット上でほぼ同時配信しておりますサイマル放送というのがありますので、インターネットの接続環境が維持されている限りは電波の受信状況にかかわらず、FMおたるの放送をどの場所でも聞くということができる手はずには一応なっております。

また、沿岸部につきましては防災行政無線の屋外拡声子局も設置しておりますので、これらを組み合わせて災害時の情報伝達を行ってまいりたいというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

今回、中継局を整備していただきました。

しかし、これで全てが終わったと、完了したということではないと思うのです。やはり、いざ災害が発生したとき、このFMおたるの放送をどのように有効に活用していくか、これが大変重要な点だと思うのです。

それには、やはり市として平時から市制番組、それから防災訓練放送等で情報発信をどんどん行っていくと、住民側としてもやはりふだんからFMおたるの放送などもできるだけ聞くようにして小樽市からの情報を入手する、そういうものを習慣づけていくというか、そういった積み重ねもまた大事なのだろうと思います。そういったものが、災害時の情報伝達に生きてくるというか、そういうふうに考えるのです。

ぜひFMおたるとは、災害対応の面からも、今後もより協力体制を強くして、市としてもしっかりサポートしていただきたいと思います。

---

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時40分

再開 午後5時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高木委員

自民党を代表し、議案第35号小樽市非核港湾条例案は、否決の立場で討論いたします。

詳しくは、本会議場で述べます。

ウクライナに対するロシアのプーチン政権の軍事侵略や、近年の我が国や周辺における領海、領空侵犯等の重大

な懸念と言える状況が存在している現状において、非核港湾条例を制定する必要性は皆無であります。

また、原稿の確認手続で十分であると考えます。

よって、議案第35号小樽市非核港湾条例案の否決を主張いたします。

委員各位、各会派の御賛同をお願いして討論といたします。

#### ○佐々木委員

議案第35号小樽市非核港湾条例案について、賛成の立場から討論をいたします。

ロシアのウクライナへの侵攻で、プーチン大統領が核兵器使用を唆し、それに触発されて国内でも核共有を議論すべきという動きが出てきました。

こうした我が国の国是である非核三原則を揺るがす事態に、核兵器廃絶平和都市宣言をしている小樽市は、今こそ非核港湾条例を制定し、その理念を市民とともに確認すべきであると考えます。

詳しくは、本会議で改めて述べます。

以上、賛成討論といたします。

#### ○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第35号小樽市非核港湾条例案を可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について、陳情第11号第3項目の2公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、陳情第15号小樽市立塩谷小学校の存続方については採択、議案第21号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については、不採択の立場で討論を行います。

議案第21号です。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、独立行政法人等を対象とした独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関を対象とした行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、個人情報の保護に関する法律にそれぞれ一元化されることになりました。これまで自治体は、個人情報保護条例を設けて、国の個人情報保護法よりも厳しい独自の規制を行い、市民のプライバシー権を守ってきました。しかし、国は各自治体の個人情報保護条例に基づく運用は、官民や官同士での円滑なデータの妨げになっているとして、国として統一するルールを定め個人情報の取扱いを国の個人情報保護委員会に一元化することとしました。また、自治体には個人情報保護の見直しを求めています。今回の条例改正はその布石です。そもそも日本共産党は、個人情報の保護に関する法律に一元化する法改正に反対してまいりました。

議案第35号です。

小樽市独自の非核港湾への取組が必要です。

陳情第8号です。

津波対策として整備している実態があります。

陳情第11号第3項目の2です。

生涯学習プラザについて、利用者の要望を尊重することは当然です。

陳情第13号です。

小樽市は公立でフリースクールを設置することは不可能です。

陳情第15号です。

塩谷小学校の存続が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第35号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、陳情第8号及び陳情第13号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第15号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第21号及び陳情第11号第3項目の2について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は継続審査とそれぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介申し上げ、代表して、総務部企画政策室長から一言御挨拶をお願いいたします。

(説明員挨拶)

**○委員長**

退職される皆様におかれましては、長年にわたり、市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げます。

特に、今の迫市政の前の3年半の時代には、お二方ともいろいろ御苦労されたのだろうと思います。私の個人的な希望と言え、そんなことがなくて順風満帆に今日の日を迎えることができたならよかったのかなと思っております。逆を言えば、それぞれの人生の中で、多分時間がたつと思えば深い一コマ、一つのページとして残っていくのかというふうにも思います。

これからも健康に十分留意され、ますます御活躍されることを心から祈念申し上げる次第です。大変御苦労様で

した。

本日は、これをもって散会いたします。